区民部
事業概要

令和６（２０２４）年度版

中野区　区民部

〔　利用に当たって　〕

1　部門目標～予算概要は、令和６年度（令和６年７月１日現在）の内容となっています。

2　各課の事業概要については、原則として令和６年度の予算体系の事務事業単位に、事業の概要等を記載しています。
　なお、事業実績等は、特に本文中に注記がない限り令和５年度のものを記載しています。

区民部事業概要目次

		ページ
区民部　部門の目標		1
区民部　組織一覧		2
区民部　所管事業所一覧		3
区民部　職員配置		4
区民部　令和6年度予算の概要		5
各課の事業概要		
1　区民サービス課		6
1	区民総務	7
2	区民相談	8
3	消費生活	10
4	区民サービス企画調整	11
2　戸籍住民課		12
1	戸籍住民管理運営	14
2	戸籍	15
3	住民記録	16
4	証明	19
5	地域事務所	21
3　税務課		22
1	税務管理	23
2	課税	24
3	納税	25
4	収納	26
5	諸税	27
4　保険医療課		28
1	国保運営	30
2	資格賦課	31
3	滞納整理	34
4	国保収納	35
5	国保給付	37
6	国民年金	40
7	後期高齢者医療	41
5　産業振興課		43
1	産業総務	44
2	産業	45
3	商業	47
6　文化振興・多文化共生推進課		49
1	文化振興・多文化共生推進	50
2	文化財	52
3	シティプロモーション	58

令和６年度 区民部の目標

<table>
<tr><td>部が目指すまちの将来像</td><td colspan="2">区民の生活が支えられ、人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまちの実現

1 区民目線での窓口サービスを整備することで、区民満足度を向上させるとともに、DXの推進や働き方改革によって業務効率化が進んでいる。
2 多様性を認め合い、区民、事業者、団体との協働・協創による歴史と未来をつなぐ文化・芸術、そして賑わいと活力が溢れるまちとなっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">重点的に取り組む事項</td><td colspan="2">項　　目</td></tr>
<tr><td colspan="2">【区民サービス課】
〇デジタル窓口を推進する。（4つのないの推進）
〇区民満足度の高い区民相談を実現する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【戸籍住民課】
〇新庁舎における新たな窓口サービスについて運用を検証し、来庁者の待ち時間を軽減する。（迷わない、待たない、動かない、書かない）
〇利用者の利便性を高めるため電子申請のサービスについてより充実させるとともに区民の利用を拡大する。（行かない、書かない）
〇令和7年5月から開始する全戸籍登録者に対する振り仮名の収集と登録を円滑に実施する体制を整備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【税務課】
〇未申告者等対策としての適正な調査賦課及び、公平公正な賦課課税を行う。
〇特別区民税の収入率を向上させる。
〇キャッシュレス納付率を向上させる。
〇軽自動車税の適正な賦課及び徴収を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【保険医療課】
〇現年分の滞納対策に重点を置き、国民健康保険料の収入率を向上させる。
〇都内保険料水準の統一に向けて国保財政健全化計画を見直し、法定外繰入金の削減を着実に推進する。
〇マイナ保険証への円滑な移行に向けた取組みを進め、マイナ保険証に対する不安を払拭し、利用を促進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【産業振興課】
〇デジタル地域通貨事業を構築し、区内経済・産業の活性化、区の政策・施策の側面的推進及び業務効率化の向上を図る。
〇コーディネーターを中心とした伴走型支援体制を構築し、相談者（区内中小企業）に寄り添った経営・創業相談支援を推進する。
〇産学官連携によるエビデンスを活かした地域経済活性化策を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【文化振興・多文化共生推進課】
〇区民が気軽に文化・芸術に触れる機会を充実させる。
〇多文化共生社会の実現に向けた環境の整備と施策を充実させる。
〇文化財を適切に保存・活用し、その歴史や魅力を後世に継承する。
〇区民・事業者・団体等との協働・協創によるシティプロモーション事業を実施し、中野区のイメージアップと地域経済の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">部門に含まれる課、事務事業</td><td>課　　名</td><td>令 和 6 年 度 予 算 体 系 事 務 事 業</td></tr>
<tr><td>区民サービス課</td><td>区民総務、区民相談、消費生活、区民サービス企画調整</td></tr>
<tr><td>戸籍住民課</td><td>戸籍住民管理運営、戸籍、住民記録、証明、地域事務所</td></tr>
<tr><td>税務課</td><td>税務管理、課税、納税、収納、諸税</td></tr>
<tr><td>保険医療課</td><td>国保運営、資格賦課、滞納整理、国保収納、国保給付、国民年金、後期高齢者医療</td></tr>
<tr><td>産業振興課</td><td>産業総務、産業、商業、地域経済活性化</td></tr>
<tr><td>文化振興・多文化共生推進課</td><td>文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーション</td></tr>
</table>

※保険医療課は、「中野区組織規則」に基づく組織（係名）

区民部組織一覧

令和6年7月1日現在

【部】	【課】	【係】
区民部	（区民サービス課）	区民サービス企画調整係
		区民相談係
		消費生活センター
	（戸籍住民課）	管理運営係
		戸籍係
		住民記録係
		証明係
		南中野地域事務所
		東部地域事務所
		江古田地域事務所
		野方地域事務所
		鷺宮地域事務所
	（税務課）	税務管理係
		課税係
		納税係
		収納係
		諸税係
	（保険医療課）	国保運営係
		資格賦課係
		滞納整理係
		国保収納係
		国保給付係
		国民年金係
		後期高齢者医療係
	（産業振興課）	地域経済活性化係
		産業係
		商業係
	（文化振興・多文化共生推進課）	文化振興・多文化共生推進係
		シティプロモーション係

区民部所管事業所一覧

所属	名称	所在地	電話番号	主な業務
区民サービス課	消費生活センター	中野四丁目11番19号	03-3228-5438	消費生活にかかわる相談等及び未然防止啓発
戸籍住民課	南中野地域事務所	弥生町五丁目11番26号	03-3382-1457	各種証明書発行、住民異動、マイナンバーカード関連、納税・納付、福祉関係の申請受付等
	東部地域事務所	中央二丁目18番21号	03-3363-0752	
	江古田地域事務所	江原町二丁目3番15号	03-3954-6812	
	野方地域事務所	野方五丁目3番1号	03-3330-4201	
	鷺宮地域事務所	鷺宮三丁目22番5号	03-3330-4112	
産業振興課	産業振興センター	中野二丁目13番14号	03-3380-6946	経営者・創業者向け講座の開催、経営・創業相談、施設の貸出等
文化振興・多文化共生推進課	野方区民ホール	野方五丁目3番1号	03-3310-3861	文化活動や学習活動に関する講演の実施、ホールの貸出等
	もみじ山文化センター	中野二丁目9番7号	03-5340-5000	
	もみじ山文化センター西館			
	なかの芸能小劇場	中野五丁目68番7号	03-5380-0931	
	歴史民俗資料館	江古田四丁目3番4号	03-3319-9221	区の歴史、民俗等に関する資料および考古資料の収集・展示、各種講座の実施等

区民部現員表（令和６年度）

令和6年7月１日現在

	部長	課長	係長	主査	担当者	合計	再任用短時間	備考
区民部合計	2	6	41	10	237	296	10	
区民サービス		1	4		9	14	1	
区民サービス企画調整			2		5	7		
区民相談			1		2	3	1	再任用フルタイム１名
消費生活センター			1		2	3		
戸籍住民		1	12	4	81	98	6	
管理運営			1		4	5	1	
戸籍			1	2	15	18		再任用フルタイム２名
住民記録			4	2	35	41		再任用フルタイム１名
証明			1		12	13	1	
南中野地域事務所			1		3	4	1	再任用フルタイム１名
東部地域事務所			1		3	4	1	
江古田地域事務所			1		3	4		再任用フルタイム１名
野方地域事務所			1		3	4	1	再任用フルタイム１名
鷺宮地域事務所			1		3	4	1	再任用フルタイム１名
税務		1	12	4	56	73	1	
税務管理			2	2	3	7		
課税			5		25	30		
納税			3	2	19	24	1	再任用フルタイム１名
収納			1		7	8		
諸税			1		2	3		
保険医療		1	7	2	65	75	2	派遣２名
国保運営			1		6	7		
資格賦課			1		13	14		再任用フルタイム１名
滞納整理			1	1	8	10	1	
国保収納			1		7	8	1	
国保給付			1	1	14	16		再任用フルタイム１名
国民年金			1		8	9		
後期高齢者医療			1		9	10		
産業振興		1	3		13	17		研修派遣１名
地域経済活性化			1		4	5		再任用フルタイム１名
産業			1		5	6		
商業			1		4	5		
文化振興・多文化共生推進		1	3		13	17		
文化振興・多文化共生推進			2		7	9		
シティプロモーション			1		6	7		

※上記職員数には、区外部への派遣職員３名を含まない。

※再任用フルタイムは内数。

令和６年度　予算の概要

（単位：千円，％）

会　計　区　分	令和６年度 当初予算	令和５年度 当初予算	比較	
			金額	増減率
一　般　会　計	200,437,000	195,630,000	4,807,000	2.5
用　地　特　別　会　計	1,499,000	8,779,000	△ 7,280,000	△ 82.9
国民健康保険事業特別会計	35,084,000	36,044,000	△ 960,000	△ 2.7
後期高齢者医療特別会計	8,162,000	7,921,000	241,000	3.0
介護保険特別会計	25,235,000	24,458,000	777,000	3.2
合　計	270,417,000	272,832,000	△ 2,415,000	△ 0.9

≪一般会計当初予算額内訳≫

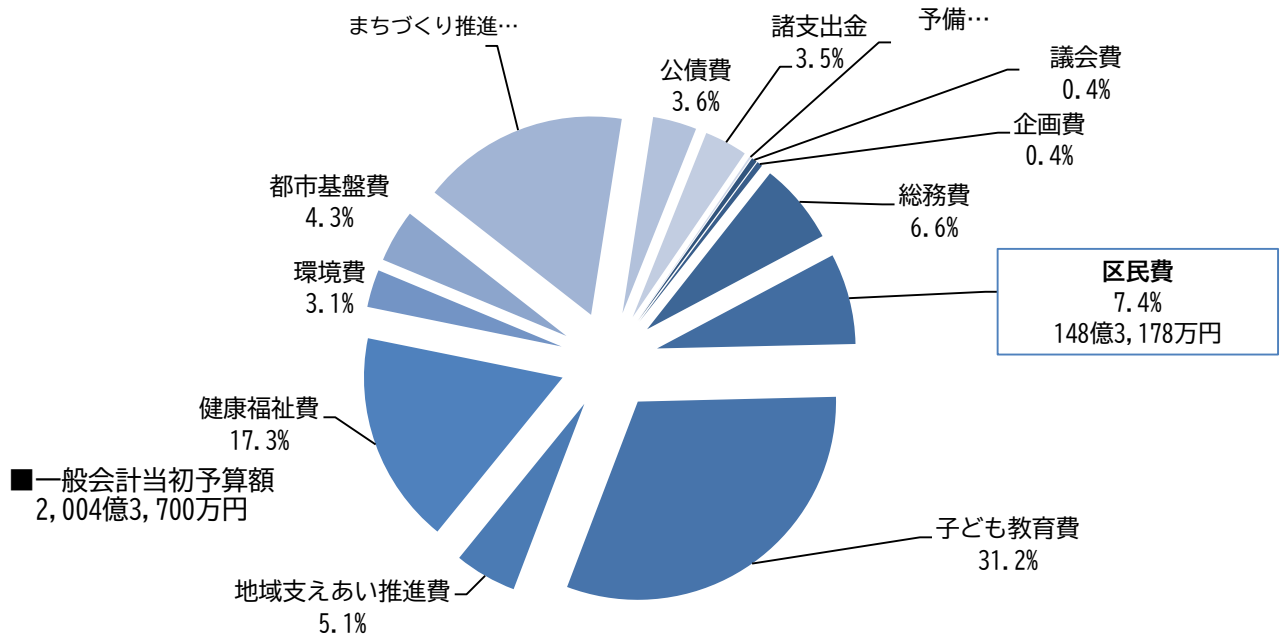

≪一般会計区民費予算額内訳≫

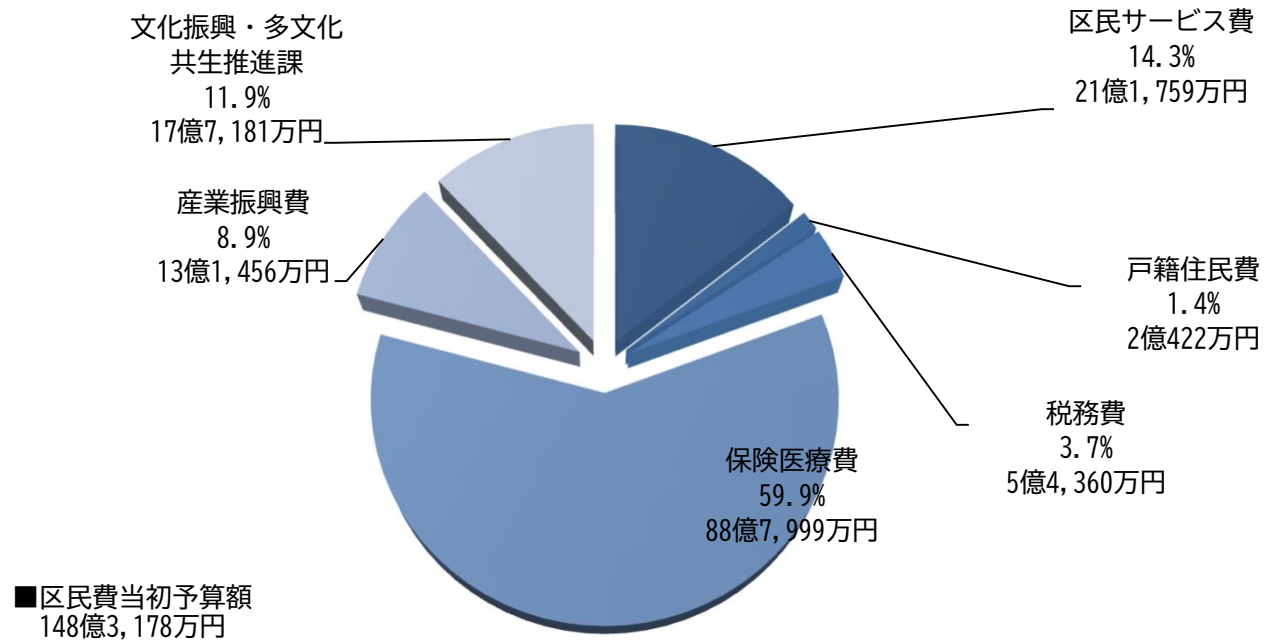

1　区民サービス課

（課の概要）

区民サービス課は、予算体系上、区民総務、区民相談、消費生活、区民サービス企画調整を所管している。

区民総務は、主に部内各課が部の主要課題や新たな重要課題に戦略的に取り組めるよう、部のマネジメントを行っている。区民相談は、区役所旧本庁舎の総合案内業務のほか、区民相談、専門相談を実施している。消費生活では、区民の消費生活に関する苦情・相談に対し、消費生活相談員が助言やあっせんを行っている。令和６年度、「新庁舎窓口サービス準備」から名称変更した「区民サービス企画調整」は、総合案内及びフロア案内、区民サービスに係るシステムの運営を行っている。

1 各施策の内容

(1) 区民総務

① 部全体の事業を見直し、業務にかかるコストを抑制する一方、必要とされる区民サービスを充実していくため、人材・財源・情報などを適切に配分することにより、効果的、効率的な部門経営を行っている。

② 多様化する課題に対応できる高度な職務能力を持つ人材を育成するため、部内研修を実施しているほか、部の主要課題を解決できるスキルを持った職員の育成支援を行っている。

(2) 区民相談

区民が抱える様々な生活上の問題について、職員が相談機関や手続き先を案内しているほか、専門性の高い問題の解決を手助けするため、法律相談や不動産相談等の各種専門相談を整備している。利用率が高く、休日等の開催要望が高い法律相談について、平成30年度より、月・水に加え、毎月第3日曜日に実施している（ただし、第3日曜日の翌日は実施しない。）。また、令和元年度からは、相談利用者の利便性の向上を図るため、予約受付方法を当日受付から事前受付に変更した。

(3) 消費生活

① 区民の消費生活に関わる苦情・相談に対し、消費生活相談員が相談に応じ、消費者被害の救済、未然防止、苦情の解決に努めている。また、消費者講座を開催し、区民へ消費生活に関する様々な情報を提供している。

② 消費者被害を未然に防止するため、区民の集まりや学校等からの依頼に基づき、消費生活相談員が出向いて啓発活動を行う「出前講座」を実施しているほか、町会・自治会、民生・児童委員、介護保険事業者などの関係機関と情報連絡体制を取ることにより、高齢者の悪質商法による被害の未然防止、早期救済を図っている。

(4) 区民サービス企画調整（令和５年度　新庁舎窓口サービス準備）

令和５年度は、新庁舎移転を契機とした区民サービスの向上を目指し、４つのない（迷わない、待たない、動かない、書かない）と２つのレス（キャッシュレス、タッチレス）を実現するための検討、サービスの展開を進めたが、今後は導入したサービスの安定的な運営と業務効率化を推進していく。

１　－　１	区民総務

（事業の概要）

1 事業の目的

（1）部内各課が主要課題や新たな重要課題に適切に対応できるよう、財源や人員等の経営資源の配分を行う。

（2）部の主要課題や多様化・高度化する課題に重点的かつ戦略的に取り組み、課題を解決できるスキルを持った職員を育成する。

2 事業の内容

（1）部全体の事業を見直し、業務にかかるコストを抑制する一方、必要とされる区民サービスを充実していくため、効果的、効率的な部門経営を行う。

（2）多様化・高度化する課題に対応できる高度な職務能力を持つ人材を育成するため、部内研修を実施する。

3 事業の実績

（1）部課長会の開催　（令和5年度　20回実施）

（2）部内研修実績

①接遇研修　（令和5年5月11日実施、受講人数21名）

対象者　　部内新規採用職員

研修目的　職員の接遇力を向上させ、接客対応が原因となるトラブルを未然に防ぐと共に、区民へ好印象を与え、区民の信頼を得る。

②事業概要研修　（令和5年7月5日実施、受講人数24名）

対象者　　部内新規採用職員及び転入職員等希望する職員

研修目的　部内各課の業務について幅広く学んでもらい、普段の仕事に役立てるほか、今後のキャリア形成の参考にしてもらう。

（3）その他の事業

※なかのふれあいロビーコンサートについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び区役所１階ロビーにおけるマイナンバー交付事業の実施により、実施場所を確保することが困難であったことから、開催を中止した。

事業開始年月日						
事　業　担　当		区民サービス課　区民サービス企画調整係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	2	区民総務
関係法規						
特記事項						

１　－　２	区民相談

（事業の概要）

1 事業の目的

(1) 本庁舎に来庁した区民が迷わずに用件を済ませられるよう、適切な窓口等の案内を行う。

(2) 区民が生活上の様々な問題を解決するために、気軽に利用できる各種相談窓口を整備する。

2 事業の内容

(1) 総合案内（戸籍住民フロア案内人を含む）

(2) 区民相談、法律相談等各種専門相談の実施

3 事業の実施方法及び実績

(1) 総合案内

① 実施方法

庁舎内外の案内及び戸籍住民フロア案内（平成24年7月から）について、業者委託により実施。平成27年7月から火曜時間延長・日曜休日窓口にも戸籍住民フロア案内を導入したほか、通訳タブレットの利用支援、住民税申告案内業務を追加した。通訳タブレット利用支援は、令和2年5月に「ＡＩ翻訳システム」が庁内各窓口に配備されたことにより終了している。
なお、本業務委託は、新庁舎移転による全庁フロア案内を行うなどの総合案内業務内容の変更に伴い、令和6年5月2日をもって終了している。

② 事業実績

案内件数　（単位：件）

年度	案内件数	内訳			
		総合案内	戸籍住民フロア案内	通訳タブレット	住民税申告案内
令和3年度	500,847	76,366	421,615	－	2,866
令和4年度	485,343	87,707	395,360	－	2,276
令和5年度	462,992	73,809	386,724	－	2,459

(2) 区民相談、専門相談

① 実施方法

区民の方々の日常生活における様々な問題についての相談に応じるため、区民相談として相談機関や手続き先の案内等を職員が対応しているほか、法律、不動産などの各種の専門相談を実施している。専門相談は、予約制の無料相談だが、個室での面談相談のため、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症による緊急事態宣言発令に伴い休止した期間があったが、令和3年度以降は、飛沫防止や消毒・換気等の感染症対策を行い、当初計画どおり実施した。
なお、相談利用者の利便性の向上を図るため、令和元年度からは予約受付方法を当日受付から事前受付に変更したほか、相談利用率の高い法律相談は平成30年度から第3日曜日に実施、また令和元年度には毎月の実施回数について「月に8回まで」を撤廃している。

② 事業実績

別紙（区民相談・各種専門相談実績一覧）のとおり

事業開始年月日		昭和22年11月～順次開始				
事業担当		区民サービス課　区民相談係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	3	区民相談
関係法規		中野区専門相談実施要綱				
特記事項		令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されることに伴い、東京司法書士会中野支部と協定締結し、令和4年7月より、上記(2)で実施する登記に関する相談に加え、新たに「相続登記手続相談」を実施している。（令和5年度より利用定員を倍増） また、令和6年5月の新庁舎移転に伴う新たな窓口サービスとして、おくやみ窓口、外国人相談窓口を開設している。				

別紙

区民相談・各種専門相談実績一覧

（単位：件）

相談名	相談日	相談内容等	相談員	開設年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民相談（※1）	区役所開庁日	手続きや相談先の案内	区職員	平成23年4月	4,223	4,675	3,750
法律	月、水曜日第3日曜日（※2）	金銭貸借、遺産相続、土地、家屋など日常生活における法律的事項に関すること	弁護士	昭和22年11月	1,048	1,060	1,058
不動産	第1金曜日、第3・4火曜日	土地建物の賃貸借、更新、売買などに関すること	宅地建物取引士	昭和58年4月	135	152	119
登記・境界（※3）	第2火曜日	建物表示登記、土地分筆、測量、不動産や法人の登記に関すること	司法書士、土地家屋調査士	昭和63年5月	65	58	63
税務	第1火曜日	相続税、贈与税、所得税、事業税などに関すること	税理士	昭和47年4月	60	58	65
社会保険・労務管理	第3金曜日	年金、健康保険、雇用保険、労災保険などに関すること	社会保険労務士	平成11年8月	43	29	41
暮らしの手続と書類	第3金曜日	契約書、内容証明書、相続、遺言等行政手続きに関すること	行政書士	平成7年1月	45	48	27
行政	第4金曜日	国の仕事や国から監督を受けている国の外郭団体、都、区の仕事についての要望、苦情に関すること	行政相談委員	昭和44年10月	3	7	5
人権擁護（※４）	第1火曜日	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせなど人権侵害に関すること	人権擁護委員	昭和43年10月	0	1	5
相続登記手続	第4木曜日	不動産の相続登記手続きに関すること	司法書士	令和4年7月	―	41	115

◎専門相談は、新型コロナウィルス感染症による緊急事態宣言発令に伴い、令和２年度４・５月の相談は休止した。令和３年度以降は、感染症対策を行い、当初計画どおり実施した。

※1 平成23年4月に区民サービス分野区民相談担当が発足した。相談件数は24年度より集計している。

※2 令和元年度より、法律相談の実施回数における「月に8回まで」を撤廃した。

※3 令和4年7月より、相談名を「登記相談」から「登記・境界相談」に変更した。

※4 令和6年度より、企画課に所管変更している。

1 － 3	消費生活

（事業の概要）

1 事業の目的

区民の消費生活に関わる苦情・相談に対し、適切な助言やあっせんを行い、消費者被害の回復、未然防止を図るとともに、消費者の自立を支援する。

2 事業の内容・実績

(1) 消費生活相談

専門相談員を配置し、消費生活に関する相談に対応する。また、啓発のための出前講座を実施する。

事業実績

相談件数 （単位：件）			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2,887	3,010	2,970

出前講座等回数 （単位：回）			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	5	7	11

(2) 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

高齢者の悪質商法による被害の未然防止、早期救済を図るため、関係団体・機関と情報連絡体制をとっている。（発足：平成18年9月）

関係団体・機関

町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者

① 連絡件数　22 件

② 情報特急便　月1回発行　年間7,440部

(3) 消費生活情報の収集・提供

① 消費者講座　消費生活に係る各種講座を開催（6回実施）

② 啓発チラシの発行　「消費者相談の現場から」　（月1回発行　年間18,000部）

③ 消費者団体活動支援　消費生活展の開催、講習会への講師派遣

(4) 適正表示等の推進

① 計量器事前調査

② 電気用品安全法に係る立入検査

③ 家庭用品品質表示法に係る立入検査

④ 消費生活用製品安全法に係る立入検査

⑤ ガス事業法に係る立入検査

⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る立入検査

事業開始年月日	相談業務：昭和47年7月1日、消費生活展：昭和57年					
事業担当	区民サービス課　消費生活センター					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	4	消費生活
関係法規	消費者基本法、消費者安全法、消費者教育の推進に関する法律 中野区消費生活センター条例、中野区消費生活センター条例施行規則 中野区消費生活相談員設置要綱、消費者講座講師派遣事業実施要綱 電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、計量法					
特記事項						

１　－　４	区民サービス企画調整（令和５年度　新庁舎窓口サービス準備）

（事業の概要）令和５年度

1 事業の目的

新区役所移転を見据えて、来庁者の手続簡素化や利便性の向上など、窓口サービスの改善に向けた準備を進める。

2 事業の内容

(1) マイナンバーカード等を読み取り、それらに記録された情報を申請書等に出力して印刷することができる申請書自動交付機の導入に係る検討及び調整

(2) クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を可能とするセミセルフレジや、職員を介さずに複数の納付を一度に行うことができるフルセルフレジの導入に係る検討及び調整

(3) 来庁者を円滑に案内するための全庁共通発券機の導入及び全庁共通フロア案内人の配置に係る検討及び調整

(4) 上記のほか、新庁舎移転を契機とした窓口サービスの向上に資する取組に係る検討及び調整

3 事業の実績

(1) 申請書自動交付機の先行導入（令和５年１１月）

(2) セミセルフレジの先行導入（令和５年１０月）

(3) 全庁共通フロア案内人の配置に向けた企画提案公募型事業者選定の実施

事業開始年月日						
事　業　担　当	区民サービス課　区民サービス企画調整係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	5	区民サービス企画調整
関係法規						
特記事項						

2　戸籍住民課

（課の概要）

戸籍住民課は、住民等が社会生活を行う上での基本となる住民基本情報や戸籍の登録と管理及びその公証となる証明書などの発行を行い、戸籍、住民記録、証明、地域事務所などの担当で構成されている。

1 課の業務

(1) 戸籍法に基づく業務
戸籍法に基づく届出等により、戸籍に係る各種届出の受理・戸籍の編製及び附帯事務を行い、戸籍情報の適正な管理と保護を図る。

(2) 住民基本台帳法に基づく業務
住民基本台帳法に基づき、住民に係る各種届出を受理し、住民情報の正確な記録及び附帯事務を行うとともに住民サービスの提供に資する住民基本台帳を整備する。

(3) マイナンバーに関する業務
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などに基づき、マイナンバーカードに係る各種手続きを適正に行う。

(4) 証明に関する業務
戸籍謄抄本や住民票の写しなど様々な証明書や届出について、住民等からそれぞれの法に基づいた申請等を受け付け、必要な証明書等を交付する。

(5) 地域事務所
南中野、東部、江古田、野方、鷺宮の5か所の地域事務所において、住民基本台帳法事務、証明書の発行等、収納業務など各種行政サービスを提供する。

2 「迷わない、待たない、動かない、書かない」窓口への取り組み

(1) フロア案内人と発券機の組合せによる案内
住民票の写しや戸籍謄抄本の発行等、短時間で対応できる窓口と、複数の関連業務について詳しく状況を聞き取りながら手続きを進める窓口とに分け、フロア案内人が発券機を使用して区民を適切に案内することで効率化を図っている。

(2) 窓口延長等
平日の火曜日は午後8時まで窓口受付時間の延長を行い、日曜日は午前9時から午後4時まで休日開庁を実施している。

(3) コンビニエンスストアでの証明書自動交付
マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア（午前6時30分から午後11時まで）において、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、及び課税・納税証明書を交付している。

(4) 電子申請
マイナンバーカードを利用して、転入届・転居届の予約・転出届の受付をしている。また、住民票の写し等各種証明書の申請を受付している。
外国人の団体受付や、広域交付の戸籍謄本等の発行、マイナンバーカードの電子証明書の手続き等は事前に電子申請で予約ができる。

中野区の人口、世帯数　　（令和6年3月末）

世帯（世帯）	人口（人）	男（人）	女（人）
215,111	338,800	171,140	167,660

※外国人住民含む

中野区の本籍数等（令和6年3月末）

戸籍数（戸籍）	戸籍人口（人）
142,636	321,054

主な事業実績（令和5年度）　　（単位：件）

	出生届	死亡届	婚姻届	離婚届	転籍届	その他戸籍届	転入届	転出届	転居届	世帯変更届
区役所	3,144	4,954	4,004	882	1,471	1,608	26,757	22,212	5,672	3,161
地域事務所	288	401	―	―	―	―	5,602	3,672	1,441	368
電子申請	―	―	―	―	―	―	―	5,261※	―	―
計	3,432	5,355	4,004	882	1,471	1,608	32,359	31,145	7,113	3,529

※引越しワンストップサービスを含む

	住民票の写し等	印鑑登録証明	戸籍謄抄本等	税証明	その他証明	印鑑登録	印鑑廃止	新築届受理	マイナンバーカード交付	電子証明書発行
区役所	144,330	29,833	108,860	31,774	4,255	10,534	1,411	929	44,025	79,305
地域事務所	35,297	18,838	8,496	10,821	28	3,753	688	―	―	―
コンビニ交付	74,638	34,261	17,622	11,548	―	―	―	―	―	―
電子申請	10	0	42	34	3	―	4	―	―	―
計	254,275	82,932	135,020	54,177	4,286	14,287	2,103	929	44,025	79,305

２　－　１	戸籍住民管理運営

（事業の概要）

1 事業の目的

効率的で利便性の高い窓口サービスの調整・改善を行う。
利用しやすい窓口にしていくための窓口環境を整備する。

2 事業の内容

利用しやすい窓口環境の整備・改善
地域事務所間及び課内の運営支援と調整
各種統計の処理・報告
予決算事務、契約事務等の庶務
区報、ホームページ等での広報

3 事業の実績

地域事務所運営支援
窓口環境の整備
新区役所移転業務

事業開始年月日						
事業担当		戸籍住民課　管理運営係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	**事務事業**	1	戸籍住民管理運営
関係法規						
特記事項						

２　－　２	戸籍

（事業の概要）

1 事業の目的

(1) 戸籍法に基づき、戸籍に係る各種届出の受理・戸籍の編製及び附帯事務を行い、戸籍情報の適正な管理と保護を図る。

(2) 住民基本台帳法に基づき、戸籍附票に係る整備を行い、戸籍附票情報の適正な管理と保護を図る。

2 事業の内容

(1) 戸籍に係る各種届出の受理、編製及び附帯事務、戸籍届出に関する証明書の申請受付
(2) 火葬及び改葬許可
(3) 人口動態調査
(4) 相続税法第58条事務(令和6年2月で市区町村の事務は廃止)
(5) 民刑事務
(6) 戸籍附票の作成・整備
(7) 戸籍情報総合システム、戸籍コンビニ交付システムの管理運営

3 事業の実績

（単位：件）

年　度	出生	婚姻	離婚	死亡	転籍	その他
令和３年度	3,843	4,167	775	5,277	1,608	1,507
令和４年度	3,559	4,095	824	5,791	1,621	1,535
令和５年度	3,432	4,004	882	5,355	1,471	1,608

※出生・死亡については、地域事務所受付分含む

年　度	戸籍数（戸籍）	戸籍人口（人）
令和３年度末	143,312	323,891
令和４年度末	142,842	322,165
令和５年度末	142,636	321,054

事業開始年月日	戸籍総合システム（附票電算化含む戸籍の一部処理）　平成5年2月1日稼働 戸籍情報総合システム（戸籍電算化）　平成8年1月1日稼働 戸籍コンビニ交付システム　令和3年1月18日稼働 戸籍事務内連携（広域交付/届出時の戸籍証明書添付不要）　令和6年3月1日開始					
事業担当	戸籍住民課　戸籍係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	**事務事業**	2	戸籍
関係法規	民法、戸籍法、同法施行規則、戸籍事務取扱準則、家事事件手続法、人事訴訟法 法の適用に関する通則法、国籍法、各外国法 人口動態調査令、死産の届出に関する規程、墓地・埋葬等に関する法律、相続税法、住民基本台帳法、同法施行令					
特記事項						

２　－　３	住民記録

（事業の概要）

1 住民記録事務

(1) 事業の目的

① 住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳等に係る各種届出を受理し、住民情報の正確な記録及び附帯事務を行う。また、執務時間内の届出受理のほか、窓口受付時間の延長（毎週火曜日・午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）を実施し、区民の利便性の向上を図る。

② 中野区印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び証明について公正な運用と住民の権利の保護を図る。

③ 住居表示に関する法律、同法施行令、住居表示に関する条例、同条例施行規則に基づき、建物の新築、建替え時の新築届を受理、住居番号を確定し、正確な住居表示台帳を整備する。

④ 住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度のもとで、住民に関する記録の適正な管理・運用を行い、住民の利益を増進するとともに行政の合理化を図るために、住民基本台帳ネットワークシステムを運用する。

(2) 事業の内容

① 住民基本台帳事務

ア 転入・転出・転居及び世帯変更届の受理及び住民票への記載等

イ 外国人の在留カードへの記載、通称名の記載・変更、特別永住者管理等

ウ 住所の異動に伴う国民健康保険等の手続き

エ 学齢児童生徒の就学通知及び転入学の受付等

② 印鑑登録事務

区民の印鑑登録に係る届出を受理し、印鑑登録証の交付、印鑑登録原票の保管等付帯事務

③ 住居表示事務

ア 住居番号及び補助番号の届出受理に関する事務

イ 街区の管理及び街区表示板の維持に関する事務

ウ 新旧住所の照会に関する事務

エ 住居表示管理システムの運用管理

④ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理

(3) 事業の実績

① 住民基本台帳事務　（単位：件）

年　度	転入届	転出届	転居届	世帯変更届
令和３年度	22,478(4,128)	22,024(3,166)	6,069(　925)	3,082(147)
令和４年度	26,878(4,365)	21,852(3,340)	5,741(　938)	3,078(249)
令和５年度	26,757(3,800)	22,212(1,876)	5,672(　848)	3,161(180)

(　)は、時間延長窓口分・日曜開庁分再掲

年　度	世帯（世帯）	人口（人）	男（人）	女（人）
令和３年度末	207,107	332,432	167,447	164,985
令和４年度末	211,068	335,187	169,008	166,179
令和５年度末	215,111	338,800	171,140	167,660

※外国人住民含む

転出のオンラインサービス

【引越しワンストップサービス】　令和5年2月6日開始

引越しワンストップサービスとは、マイナンバーカード所有者に限りマイナポータルからオンラインで転出届の提出と転入(転居)時の来庁予約ができるサービス。このサービスを利用することで、転出元市区町村の窓口への来庁が原則不要となる(転入先市区町村の窓口での手続きは必須)。

【転入届の特例】
マイナンバーカード又は住民基本台帳カード所有者は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、「転入届の特例」として転出証明書の交付を受けることなく、転入・転出の手続きをすることができる。

利用実績

①引越しワンストップサービス　（単位：件）

年　度	転入届	転出届	転居届
令和４年度	1,477	950	27
令和５年度	5,896	5,255	124

転入届の特例　（単位：件）

年　度	特例転入	特例転出
令和４年度	9,146	9,534
令和５年度	8,041	10,811

② 印鑑登録事務　（単位：件）

年　度	登録申請	登録廃止
令和３年度	10,396(1,111)	1,721(109)
令和４年度	9,915(1,145)	1,562(91)
令和５年度	10,534(1,282)	1,415(123)

(　)は、時間延長窓口分再掲

（単位：件）

年　度	印鑑登録総数
令和３年度末	121,719
令和４年度末	120,446
令和５年度末	120,839

③ 住居表示事務　（単位：件）

年　度	新築届受理	補助番号申請
令和３年度	760	7
令和４年度	838	11
令和５年度	929	2

2 マイナンバーカード交付事務

(1) 事業の目的

① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカードの普及・促進を図る。

② 住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資する事を旨とした電子署名及び電子利用者証明の円滑な利用の促進を図る。

(2) 事業の内容

① 個人番号通知・カードの交付及び普及促進

② ＩＴ利用による行政機関への申請手続等に必要な本人確認等のための電子証明書の交付

(3) 事業の実績

年　度	マイナンバーカード交付（件）	マイナンバーカード保有枚数（枚）	マイナンバーカード保有率（%）	電子証明書発行（件）
令和３年度	47,684	141,126	42.5%	62,222
令和４年度	53,051	189,946	56.7%	77,604
令和５年度	44,025	227,678	68.3%	79,305

※マイナンバーカードは、平成28年１月から交付開始

※地域事務所分含む

【主な取組み】
地域事務所での申請サポートのほか、平日に区役所での手続きが難しい方に向け、土曜日及び日曜日に商店街等の商業施設等において申請サポートを実施するとともに、京王バス及び関東バスの車内に広告を掲出し、マイナンバーカードの利便性をアピールすることで普及啓発を図った。

<table>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始年月日</td><td colspan="5">平成14年8月5日　住民基本台帳ネットワークシステム
平成16年1月29日　公的個人認証
平成17年6月7日　時間延長における転入届、印鑑登録等
平成24年4月1日　建築分野から住居表示事務移管
平成25年1月　住居表示事務における補助番号付定
平成28年1月　マイナンバーカード交付
令和5年2月6日　引越しワンストップサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業担当</td><td colspan="5">戸籍住民課　住民記録係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予算</td><td>款</td><td>4</td><td>区民費</td><td>項</td><td>1</td><td>区民費</td></tr>
<tr><td>目</td><td>2</td><td>戸籍住民費</td><td>事務事業</td><td>3</td><td>住民記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係法規</td><td colspan="5">住民基本台帳法、同法施行令、国民健康保険法、国民年金法、介護保険法
中野区印鑑条例、同条例施行規則
住居表示に関する法律、同法施行令
住居表示に関する条例、同条例施行規則
中野区住居表示に係る補助番号の付定に関する要綱
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

２　－　４	証明

（事業の概要）

1 証明事務

(1) 事業の目的

住民基本台帳法・中野区印鑑条例・戸籍法等に基づき、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本等を交付する。区民の利便性向上を図るため、執務時間内の窓口交付のほか、郵送交付、窓口受付時間の延長（毎週火曜日・午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）、電話予約による夜間・休日交付等、多様な方法で利用しやすい証明書等の交付サービスを実施する。令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始、本籍地以外への請求が可能になった。

(2) 事業の内容

① 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍に係る各種証明の受付、作成及び交付に関すること
② 戸籍に関する証明の電送に関すること
③ 住民基本台帳の閲覧に関すること
④ 自動車臨時運行の許可に関すること
⑤ 特別区民税・都民税及び軽自動車税の証明の受付、作成及び交付に関すること
⑥ 飼い犬の登録に関すること
⑦ 住民基本台帳の閲覧制限等支援措置事務

(3) 事業の実績　（単位：件）

年　度	住民票の写し等証明書	印鑑登録証印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税証明書	住民票の写しの広域交付	その他	合計
令和3年度	170,494	50,008	107,370	38,239	549	5,254	371,914
令和4年度	155,581	43,994	110,777	36,429	419	4,493	351,693
令和5年度	143,996	40,367	110,451	31,808	344	4,258	331,224

年　度	時間延長窓口での申請数						休日開庁窓口での申請数					
	住民票の写し	印鑑証明	戸籍謄抄本等	税証明	その他	合計	住民票の写し	印鑑証明	戸籍謄抄本等	税証明	その他	合計
令和3年度	3,031	589	886	737	227	5,470	5,143	1,160	1,889	1,118	287	9,597
令和4年度	2,396	492	884	654	218	4,644	3,616	848	1,861	897	240	7,462
令和5年度	1,930	424	1,068	562	248	4,232	2,660	680	1,904	705	269	6,218

郵送申請実績（諸証明分内数）

年　度	住民票の写し等証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税証明書	その他	合計
令和3年度	45,227	50,510	2,121	775	98,633
令和4年度	45,779	48,360	1,805	678	96,622
令和5年度	48,406	47,204	1,343	676	97,629

電子申請実績（諸証明分内数）

年　度	住民票の写し等証明書	印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税証明書	その他	合計
令和3年度	15	4	60	51	10	140
令和4年度	12	1	81	34	22	150
令和5年度	10	0	43	34	2	89

戸籍証明書等広域交付実績（令和6年3月1日開始/3月分）

広域戸籍全部事項証明　615件

広域除籍全部事項証明　934件(うち除籍・改製原戸籍謄本　831件)

2 証明書自動交付（コンビニ交付）システム運用

(1) 事業の目的

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等、課税・納税証明書がコンビニエンスストアで取得できるサービスを実施し、区民の利便性の向上を図る。

(2) 事業の内容

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができる。サービス提供時間は年末年始、システムのメンテナンス等を除く毎日午前6時30分から午後11時まで。住民基本台帳カードによるコンビニ交付は平成31年3月末で終了。戸籍謄抄本等、課税納税証明書のコンビニ交付は令和3年1月18日より開始。スマートフォン（一部機種）を利用した申請が令和5年12月20日から開始。

(3) 事業の実績

（単位：枚）

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税証明	合計
令和３年度	39,964	19,609	6,554	5,904	72,031
令和４年度	53,756	25,692	11,580	8,411	99,439
令和５年度	73,369	34,261	18,891	11,548	138,069

事業開始年月日	時間延長・休日開庁：平成13年9月11日、証明書自動交付(ｺﾝﾋﾞﾆ交付)：平成24年2月1日					
事業担当	戸籍住民課　証明係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	**事務事業**	4	証明
関係法規	住民基本台帳法、同法施行令、中野区印鑑条例、同条例施行規則、道路運送車両法 戸籍法、同法施行規則、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、地方税法					
特記事項						

２ － ５	地域事務所

（事業の概要）

1 地域事務所窓口サービス

(1) 事業の目的

身近な施設において証明書の発行業務や収納業務、福祉関係の受付業務を行い、区民の利便性を確保する。

(2) 事業の内容

各種証明書発行、住民異動、納税・納付、保険関係等の申請受付等を行う。

(3) 事業の実績　（単位：件）

３年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	その他	合計
合　計	95,452	3,858	11,555	777	106,483	10,470	4,819	233,414
南中野	22,818	1,009	2,838	179	25,134	2,343	1,402	55,723
東　部	19,815	890	2,889	53	21,714	1,904	824	48,089
江古田	11,546	432	1,162	354	13,219	1,171	675	28,559
野　方	16,458	586	1,944	65	19,843	2,053	1,017	41,966
鷺　宮	24,815	941	2,722	126	26,573	2,999	901	59,077

４年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	マイナンバーカード関連	その他	合計
合　計	85,394	3,713	12,098	762	95,660	11,480	9,421	4,640	223,168
南中野	19,926	960	2,837	168	22,253	2,654	2,052	1,379	52,229
東　部	17,805	879	2,951	54	19,687	2,321	2,534	818	47,049
江古田	10,100	423	1,216	351	11,490	1,147	763	640	26,130
野　方	14,793	554	2,177	54	18,032	2,306	1,751	953	40,620
鷺　宮	22,770	897	2,917	135	24,198	3,052	2,321	850	57,140

５年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	マイナンバーカード関連	その他	合計
合　計	73,740	3,753	11,083	689	83,912	11,970	13,714	4,393	203,254
南中野	16,916	957	2,629	126	19,235	2,673	3,449	1,282	47,267
東　部	14,939	917	2,645	60	16,865	2,400	3,361	758	41,945
江古田	8,775	396	1,076	351	10,134	1,129	1,026	584	23,471
野　方	13,106	564	2,095	53	16,171	2,460	2,390	928	37,767
鷺　宮	20,004	919	2,638	99	21,507	3,308	3,488	841	52,804

※福祉関係及びその他地域事務所で行なっている事務を含め「その他」として掲載

※令和４年度よりマイナンバーカード関連事務追加

2 地域事務所運営

地域事務所の執務環境の維持管理

事業開始年月日	平成23年7月19日					
事業担当	戸籍住民課　地域事務所					
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	**事務事業**	5	地域事務所
関係法規	中野区地域事務所設置条例 中野区地域事務所処務規程					
特記事項						

3　税務課

（課の概要）

1 制度

住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、区民の日常生活に密接に結びついた多くの行政サービスを行うための費用として、前年の所得金額に対して当該年度に課税される。

2 納税義務者

毎年1月1日現在、区内に住所を有する者及び区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者

納税義務者数の推移　（単位：人）

年　度	納税義務者数（決算時）
令和3年度	203,322
令和4年度	203,042
令和5年度	203,775

3 所得割と均等割

特別区民税と都民税は、それぞれ所得割と均等割の2種類の税金で構成されている。

(1)所得割・・・前年中の所得金額に応じて負担する税金　税率10%（特別区民税6%、都民税4%）

(2)均等割・・・すべての納税者が均等の額によって負担する税金

（東京23区の均等割額）

特別区民税均等割額　3,000円　　都民税均等割額　1,000円

※所得割、均等割については、所得金額や扶養人数などにより、課税されない場合がある。

※区内に住所がなく、区内に事務所や事業所を有する方には、均等割のみが課税される。

※ 令和6年度から森林環境税（国税）を均等割額と併せて1,000円賦課徴収する。

4 令和5年度特別区税予算・決算状況

（単位：千円,%）

区分／税目	予算額	調定額	前年比	収入額	前年比	収入歩合	対予算額増減
特　別　区　税	38,322,479	39,297,177	100.5	38,446,556	100.8	97.8	124,077
特別区民税	36,090,171	37,038,556	100.4	36,194,283	100.7	97.7	104,112
現年課税分	35,744,009	36,181,933	100.6	35,849,114	100.7	99.1	105,105
現年度分	35,558,499	35,950,516	100.6	35,640,186	100.6	99.1	81,687
過年度分	185,510	231,417	103.6	208,928	112.2	90.3	23,418
滞納繰越分	346,162	856,623	93.7	345,169	100.0	40.3	△ 993
軽自動車税	126,901	136,426	101.4	130,078	103.2	95.3	3,177
環境性能割	7,036	7,128	92.5	7,128	92.5	100.0	92
種別割	119,865	129,298	101.9	122,950	103.9	95.1	3,085
現年課税分	118,398	121,555	101.9	119,278	102.2	98.1	880
滞納繰越分	1,467	7,743	102.3	3,672	230.4	47.4	2,205
特別区たばこ税	2,105,407	2,122,195	102.0	2,122,195	102.0	100.0	16,788
現年課税分	2,105,407	2,122,195	102.0	2,122,195	102.0	100.0	16,788
滞納繰越分	0	0	―	0	―	―	0
現年課税分合計	37,974,850	38,432,811	100.7	38,097,715	100.8	99.1	122,865
滞納繰越分合計	347,629	864,366	93.8	348,841	100.6	40.4	1,212

３　－　１	税務管理

（事業の概要）

1 電算システムの運用・改善

（1）事業の目的

制度改正や事務改善に的確に対応した税システムが運用され、税務事務の効率化・高度化により、区民サービスを向上させる。

（2）事業の内容・実施方法

国が進める税務事務の電子化に的確に対応し、必要なシステム改修や事務の見直しを行うことにより、電子化が真に事務の効率化や経費の削減につながるようにする。

（3）事業の実績

住民情報システム及び滞納整理支援システムに係る標準化対応

新庁舎移転に伴う税務システムの移設・設定

2 税制度管理・広報活動

（1）事業の目的

税の仕組みや意義に対する納税者の理解を促進するために、制度改正に的確に対応し、ＰＲや関係部門への情報提供を行う。

（2）事業の内容・実施方法

区報、ホームページ、区内掲示板など、さまざまな広報媒体を活用し、税に関するお知らせを実施している。

（3）事業の実績

（単位：件）

年　度	区報・ホームページ等掲載項目数
令和３年度	175
令和４年度	185
令和５年度	188

事業開始年月日						
事業担当		税務課　税務管理係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	3	税務費	**事務事業**	1	税務管理
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

３　－　２	課税

1 課税

(1) 事業の目的

住民税の申告を区民自らが期間内に行うよう促し、適正な課税を行う。

(2) 事業の内容・実施方法

区報・ホームページなど、様々な媒体を活用して申告を呼びかけるとともに、申告に関するチラシを町内会掲示板へ掲示し広報している。また、申告書を区役所本庁舎、中野税務署及び区民活動センターで配布することにより、申告しやすい環境づくりを行っている。

(3) 事業の実績

（単位：％）

年　度	住民税申告率（当初課税時）
令和３年度	92.8
令和４年度	92.4
令和５年度	91.8

2 未申告者の調査課税

(1) 事業の目的

公平な課税を目指し、申告期間内に申告しない者(未申告者）に対し、申告書を再度送付するなどして未申告者を減少させている。

(2) 事業の内容・実施方法

未申告者に対し、8月に申告書を再度送付し申告を促している。また、未申告者のうち前年所得が給与所得の場合は、給与支払者に給与支払報告書の提出を求めるなど、未申告者の減少に向けた取り組みを実施している。

(3) 事業の実績

① 未申告者数（各年度決算時）（単位：件）

年　度	未申告者数
令和３年度	7,957
令和４年度	7,546
令和５年度	6,452

②給与支払報告書の請求件数　（単位：件）

年　度	給与支払報告書の請求件数
令和３年度	876
令和４年度	819
令和５年度	707

③ 未申告者への申告書送付件数（単位：件）

年　度	送付件数
令和３年度	10,428
令和４年度	10,003
令和５年度	10,690

事業開始年月日						
事業担当		税務課　課税係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	3	税務費	**事務事業**	2	課税
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

３　－　３	納税

（事業の概要）

1 滞納整理

（1）事業の目的

住民税の滞納を減少させ、区政の財源を確保する。

（2）事業の内容・実施方法

住民税の滞納者に対し、文書や電話、訪問による催告を行い、納付がなければ財産調査や、差押えなどの滞納処分を行って強制的に徴収し、公平な税負担を確保する。

（3）事業の実績

① 住民税収入額等の推移　（単位：千円，％）

		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年課税分		33,532,820	98.98	35,601,658	98.96	35,849,114	99.08
	現年度分	33,395,642	99.05	35,415,375	99.06	35,640,186	99.14
	過年度分	137,178	84.68	186,283	83.36	208,928	90.28
滞納繰越分		444,936	40.07	345,257	37.78	345,169	40.29
合　計		33,977,756	97.11	35,946,915	97.45	36,194,283	97.72

② 滞納処分件数　（単位：件）

年　度	差押						交付要求（参加差押含）	合計
	預金	生命保険	不動産	給与	その他	小計		
令和３年度	1,479	137	15	1,589	170	3,390	170	3,560
令和４年度	2,000	114	14	1,355	164	3,647	441	4,088
令和５年度	2,586	118	13	1,300	127	4,144	498	4,642

事業開始年月日						
事業担当		税務課　納税係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	3	税務費	**事務事業**	3	納税
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

３　－　４	収納

（事業の概要）

1 収納管理（口座振替）

(1) 事業の目的

住民税の納め忘れ防止に有効な口座振替を推進することで、納税者が納期限内に納税し、滞納を翌年度に繰り越さないようにする。

(2) 事業の内容・実施方法

口座振替について、税額通知への申込書同封、ホームページへのダウンロード様式の登載を行い、広く周知することで申込者の拡大に努める。

(3) 事業の実績

① 当初税額通知発付件数に占める口座振替対象の件数及び割合　（単位：件,％）

年　度	発付件数	口座振替件数	割合
令和3年度	52,385	13,724	26.2%
令和4年度	54,290	13,932	25.7%
令和5年度	54,660	13,720	25.1%

② 新規加入者数（各年度末現在）（単位：件）

年　度	新規加入者数
令和3年度	3,418
令和4年度	4,305
令和5年度	1,763

2 収納管理（収納）

(1) 事業の目的

納税者に多様な納付の機会を提供し、利便性の拡大を図るとともに安定的な税収を確保する。

(2) 事業の内容・実施方法

時間や場所によらず支払い可能な納付方法を順次拡大した。

① コンビニエンスストア[平成22年12月開始]

② キャッシュレス

モバイルレジ（インターネットバンキング）[平成27年10月開始]

ペイジー・モバイルレジ（クレジットカード）[令和2年1月開始]

電子マネー（スマートフォン決済）[令和3年3月(2種)・7月(3種)、令和5年6月（4種）開始]

ネットdeモバイルレジ（クレジットカード）[令和3年6月開始]

(3) 事業の実績（現年度・過年度課税区都民税）（単位：円,％）

年度	コンビニ	ネットバンキング（アプリのみ）	クレジットカード	ペイジー	スマホ決済	構成比
R3	3,200,949,581	75,318,978	359,908,603	3,802,728,207	503,963,826	69.4%
R4	3,331,347,603	123,892,803	503,979,105	5,121,603,265	727,394,625	70.2%
R5	3,145,137,348	116,162,732	559,397,516	4,134,830,604	958,074,490	71.1%

※構成比は、全収納件数中、上記収納の占める件数の割合

事業開始年月日						
事業担当		税務課　収納係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	3	税務費	**事務事業**	4	収納
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

３　－　５	諸税

（事業の概要）

1 課税・納税

(1) 事業の目的

軽自動車税および特別区たばこ税の公平で適正な課税と、納税者による着実な納税を推進する。

(2) 事業の内容・実施方法

軽自動車税について、区への原動機付自転車申告書兼申請書および東京都軽自動車協会からの軽自動車税申告書をもとに、適正な課税を行う。
滞納者に対し、催告・滞納処分を行い、公平な税負担を確保する。
特別区たばこ税は、納税義務者からの申告書をもとに、適切な納付を受ける。

(3) 事業の実績

① 軽自動車税現年課税分収入状況

年　度	種別割		環境性能割	
	収入額（円）	収入率（%）	収入額（円）	収入率（%）
令和３年度	112,356,600	97.7	6,861,100	100.0
令和４年度	116,699,011	97.8	7,701,900	100.0
令和５年度	119,278,400	98.1	7,127,600	100.0

② たばこ税収入額及び売渡本数

年　度	収入額（円）	たばこ売渡本数（千本）
令和３年度	1,985,205,118	314,720
令和４年度	2,080,628,312	317,556
令和５年度	2,122,194,931	323,864

2 原動機付自転車の登録・廃車

(1) 事業の目的

原動機付自転車の登録・廃車手続きを効率的に行い、軽自動車税の賦課・徴収を着実に行う。

(2) 事業の内容・実施方法

原動機付自転車の登録（標識の交付）・廃車（標識の返納）事務を適正かつ効率的に行う。

(3) 事業の実績

（単位：件）

年　度	登録件数	廃車件数
令和３年度	1,629	1,584
令和４年度	2,074	2,109
令和５年度	1,391	1,551

事業開始年月日						
事業担当		税務課　諸税係				
予算	**款**	4	区民費	**項**	1	区民費
	目	3	税務費	**事務事業**	5	諸税
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

4　保険医療課

（課の概要）

1 制度

(1) 国民健康保険制度

国民皆保険を支える仕組みとして設けられた制度であり、国からの交付金や被保険者が納付した保険料等を財源として運営されている。23区では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準保険料率を設定し、各区が条例で定めることにより運用していく統一保険料方式を採用している。しかし平成30年度からの国保広域化以降、中野区では独自に保険料率を算定している。

(2) 国民年金制度（政府（日本年金機構）が保険者として運営）

国民皆年金を支える仕組みとして、昭和34年11月1日に制度が発足し、昭和35年10月から加入適用業務が、昭和36年4月からは保険料の徴収がスタートした。制度発足時は、日本国籍の者のみが対象となっていたが、昭和57年1月から外国人も加入が義務付けられた。昭和61年4月1日の国民年金法の大改正時には、基礎年金制度が導入されるとともに、厚生年金等の加入者（第2号被保険者）の被扶養配偶者を対象とした第3号被保険者制度が開始された。また、平成14年4月には保険料徴収業務が区から国へ移管された。

(3) 後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合が保険者として運営）

日本国内に住む75歳以上の者と、65～74歳で一定の障害のある者を対象として、都道府県単位での財政運営を行う医療保険制度として、平成20年4月から開始された。

2 事業規模等（令和6年3月末）

(1) 国民健康保険

被保険者数（人）	世帯数（世帯）
71,108	57,540

(2) 国民年金

被保険者数（人）	受給権者数（人）
67,415	63,819

(3) 後期高齢者医療

被保険者数（人）
36,676

3 保険料収入額等の推移

(1) 国民健康保険料　（単位：千円、%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年分	8,069,910	87.4	8,571,480	88.4	8,408,554	88.5
滞納繰越分	434,264	15.7	403,178	17.5	332,037	15.5

(2) 後期高齢者医療保険料　（単位：千円、%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年分	3,906,494	99.4	4,308,798	99.3	4,344,171	99.3
滞納繰越分	21,859	39.5	19,501	36.6	22,493	33.7

４　－　１	国保運営

（事業の概要）

1 事業の目的

国民健康保険事業特別会計の調査、統計、交付金事務を適正に行うとともに、国民健康保険運営協議会事務局を担い、制度・財政の健全運営を目指す。

2 国民健康保険制度の経緯

特別区の国民健康保険事業は昭和34年12月より開始され、以降、老人保健、退職者医療、介護保険、後期高齢者医療などの制度が発足し、国民健康保険（以下、国保という）を取り巻く環境は大きく変化してきた。また、この間も国民医療費は増大し続けており、医療保険制度の抜本改革が求められてきた。

特別区の国保制度は、平成12年4月の都区制度改革以前は、東京都による事業調整の元で実施されてきたが、平成12年度末をもって都区調整条例が廃止され、各区は独立した保険者として事業運営を行うこととされた。しかし、国保事業の円滑な移行と安定的な事業運営の確保を図る観点から、現行の事業水準の維持を基本とした『特別区国保事業の調整に関する共通基準』が設けられ、特別区の国保保険料率等は当面の間23区統一とされた。なお、新たに発足した介護保険制度では、介護納付金総額が区毎に算定されることと、各区の介護2号被保険者の所得水準が異なることから介護分の所得割料率は統一せず、各区が算定することとされた。

平成17年4月には三位一体改革関連法の施行に伴い、区市町村間の財政力の不均衡を調整するため、都負担による都財政調整交付金が新設された。

同年12月には政府・与党医療改革協議会が「医療制度改革大綱」を決定し、これに沿って平成18年6月に健康保険法等が改正され、段階的に医療保険制度の改革が進められることになった。

平成20年4月からは後期高齢者医療制度の創設や特定健診・特定保健指導事業の開始、東京都医療費適正化計画の策定が行われた。平成27年5月27日には、平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移管することなどを柱とした改正国民健康保険法が成立し、これを機に、中野区では平成30年度から独自に保険料率を算定することとした。

3 保険者

保険者とは、一般に保険契約の当事者として保険事故が発生した場合に損害の補填又は特定額の支払いを引き受ける者であり、国保は、疾病、負傷、出産及び死亡を保険事故とする医療保険である。

国保における保険者は、地方自治体（都道府県及び当該都道府県内の区市町村）及び国保組合である。平成29年度までは区市町村及び国保組合に限られていたが、平成30年度からは、都道府県が区市町村とともに保険者となって運営する形となり、都道府県は財政運営の中心的役割と国保運営の安定化を、区市町村は保険料の賦課・徴収、保健事業などを担うこととなった。

4 国民健康保険推進

主に国保運営業務全体の管理調整業務、及び国保業務の土台となるシステム全体の円滑な運用調整を担っている。近年では、個人番号を用いた情報照会による添付書類の省略、オンライン資格確認（資格情報の個人単位化やマイナンバーカードの健康保険証利用など）による利便性の向上や事務の効率化を図っている。また、保険者に共通する事務を共同処理する国民健康保険団体連合会に対し、事務費を負担している。

5 国民健康保険運営協議会

国保事業を行うに当たって、国保の給付内容、保険料率等の改正等重要な事項を審議するため区長の附属機関として置かれている。国保運営協議会は被保険者代表、医療関係者代表、公益代表各6名、被用者保険代表3名の委員で構成され、任期は3年である。運営協議会は、国保条例改正等に係る、国保保険料率の改定審議を中心に、年1～2回開催される。

6 広報活動

国保の仕組みや運営状況などについて、区報やホームページへの掲載、印刷物として「国保ガイド」、「国保だより」を区役所窓口、地域事務所等を通じて配布しているほか、6月の当初賦課（国保ガイド・国保だより）及び9月の国保証更新（国保だより）の通知（隔年）に同封するなどして、制度全般の周知広報を行っている。また、2月には「医療費についてのお知らせ」を国保加入者で医療を受けた方に送付し、健康への関心を高めてもらう契機としている。

7 連合会負担金

国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の円滑な推進に寄与するために都道府県単位で「国民健康保険団体連合会」が設立されている。各都道府県内の国民健康保険の保険者である都道府県・市町村及び国民健康保険組合（国保組合）が会員となり、共同事務を行っており、運営に要する経費の一部を会員である保険者が負担する。

事業開始年月日		昭和34年12月				
事業担当		保険医療課　国保運営係				
予算	**款**	1	国保運営費	**項**	1	国保運営費
	目	1	制度運営費	**事務事業**	2	制度運営
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例				
特記事項		国民健康保険事業特別会計				

４　－　２	資格賦課

（事業の概要）

1 資格管理

(1) 事業の目的

国民健康保険の被保険者の適正な資格管理を行う。

(2) 被保険者

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人等を除き、中野区内に住所を有する人は、必ず国民健康保険に加入しなければならない。

平成20年4月からは、後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の人（65歳以上75歳未満で一定の障害があり申請して認定された人を含む。）は、後期高齢者医療制度に加入することとなった。

(3) 高齢受給者証制度

平成14年10月に、高齢受給者証制度が創設された。

70歳に達した月の翌月（誕生日が月の初日の場合はその月）からは、75歳に達して後期高齢者医療制度の適用を受けるまでの間、国民健康保険の「高齢受給者」として国民健康保険で医療を受ける。

この高齢受給者には、医療機関などで支払う医療費の一部負担金の負担割合（2割又は3割）の表示がある高齢受給者証が交付される。この負担割合は、住民税の課税標準額と収入により毎年定期的に判定し、高齢受給者証は、毎年8月1日に更新される。

一部負担金の負担割合は、次のとおりである。

一部負担金の割合	対象となる者
２割	①　対象者全員の住民税の課税標準額が１４５万円未満
	②　対象者全員の旧ただし書き所得の合計額が２１０万円以下
３割	①②以外

(4) 被保険者の推移　※各年度末現在（外国人を含む。）　（単位：人）

年度		区の総数(翌年度4/1)		国保加入者		加入率		世帯構成	
		世帯 (A)	人口 (B)	世帯 (C)	被保険者 (D)	世帯 (C/A)	被保険者 (D/B)	区全体 (B/A)	国保加入者 (D/C)
令和3年度		207,107	332,432	57,668	73,517	27.84%	22.11%	1.61	1.27
令和4年度		211,068	335,187	56,995	71,402	27.00%	21.30%	1.59	1.25
令和5年度		215,111	338,800	57,540	71,108	26.75%	20.99%	1.58	1.24
対前年度比較	増減	4,043	3,613	545	-294	-0.25%	-0.31%	-1.31%	-1.70%
	増減率	1.95%	1.09%	0.95%	-0.40%	-0.91%	-1.42%	-0.81%	-1.33%

※数値は、四捨五入調整して整理しているため、増減率等の値が異なる場合がある。

2 保険料賦課

(1) 事業の目的

被保険者の負担能力に応じた適正な保険料を賦課することにより、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保する。

(2) 事業の内容

保険料の賦課を行う。賦課額、料率等は、条例で定められている。

平成23年度から、所得割の賦課計算方式を、住民税方式から「旧ただし書き方式」に変更。

※「旧ただし書き方式」とは、退職所得を除く総所得金額等から住民税の基礎控除額（43万円）を差し引いた額に保険料率を乗じて算出する方法をいう。

(3) 計算方法　　（金額単位：円）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎分	均等割額	40,200	42,300	46,200
	所得割率	7.58%	7.64%	8.32%
	限度額	650,000	650,000	650,000
支援分	均等割額	12,000	14,400	15,900
	所得割率	2.36%	2.65%	2.88%
	限度額	200,000	220,000	240,000
介護分	均等割額	17,700	18,000	18,000
	所得割率	2.17%	2.10%	2.13%
	限　度　額	170,000	170,000	170,000

※均等割は加入者全員に賦課、所得割は加入世帯員全員の所得に応じて賦課

(4) 減額賦課

前年中の所得が一定の金額以下の世帯に対して、次のように均等割を減額して賦課する。

令和４年度より、未就学児については、当該減額後の均等割額をさらに５割減額する。

令和６年１月より、産前産後期間（出産予定日または出産日が属する前の月から４か月間(単胎)または６か月間(多胎)）の保険料の免除を開始する。

（単位：円）

区分	基準（令和6年度）		令和4年度	令和5年度	令和6年度
7割減額	43万円＋10万円×（給与所得者等※1の数－1）	基礎分	12,060	12,690	13,860
		支援分	3,690	4,320	4,770
		介護分	5,310	5,400	5,400
5割減額	43万円＋（29.5万円×加入者数※2）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎分	20,100	21,150	23,100
		支援分	6,150	7,200	7,950
		介護分	8,850	9,000	9,000
2割減額	43万円＋（54.5万円×加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎分	32,160	33,840	36,960
		支援分	9,840	11,520	12,720
		介護分	14,160	14,400	14,400

※1　給与所得者等とは、給与収入が55万円超の方と、公的年金等の支給額が60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)の方

※2　加入者数について

①国民健康保険の被保険者のほか、国保から後期高齢者医療制度に移行した方も人数に含める。

②減額基準日時点の加入者数で判定。基準日後に加入者が変動しても減額判定は変わらない。ただし、減額基準日後に世帯主に変更があった場合は、新世帯主により再度判定する。

実績(各年度５月末時点)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	世帯数(世帯)	人数(人)	世帯数(世帯)	人数(人)	世帯数(世帯)	人数(人)
7割減額	22,366	25,402	25,071	28,137	27,498	30,604
5割減額	5,930	8,568	5,530	7,952	5,311	7,691
2割減額	4,788	7,275	4,384	6,630	4,338	6,536
計	33,084	41,245	34,985	42,719	37,147	44,831

未就学児減額	－	－	1,479	1,819	1,507	1,844

(5) 保険料の減免

災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった被保険者に対し、申請により保険料を減免することができる。

実績

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
減免	36	1,243,671	32	1,617,848	34	2,286,811

件数内訳　（単位：件）

失業	0	0	0
事業不振	0	0	0
病気	0	0	0
火災・水害	2	0	0
大震災	14	11	12
その他	20	21	22

新型コロナウィルスの影響による減免

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
減免実績	1,226	197,471,861	700	126,322,866	219	39,065,288

※　令和５年９月末まで
届出延長分
（令和４年度保険料）

事業開始年月日	昭和34年12月					
事業担当	保険医療課　資格賦課係					
予算	**款**	1	国保運営費	**項**	1	国保運営費
	目	2	資格賦課費	**事務事業**	1	資格賦課
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 所得税法 地方税法					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					

４　－　３	滞納整理

（事業の概要）

1 事業の目的

（1）国民健康保険制度の安定的な運営基盤を維持するため、国民健康保険料の収納を確保する。

（2）加入者の資力に応じた国民健康保険料負担の公平性を実現する。

2 事業の内容

（1）国民健康保険料の納期内納付の推進

（2）国民健康保険料の滞納整理

3 事業の実施方法

（1）納期内納付の推進

納付相談時や滞納処分を進める過程等において、納期内納付を推進する。滞納者に対し、原則として現年度分の納付方法は口座振替によることを説明し、口座振替登録を勧奨する。

（2）滞納処分の実施

督促・催告を行っても国民健康保険料を納めず、滞納が続く場合、財産を調査し、資力がありながら納める意思が希薄な滞納者については、差押処分等をするとともに納付指導を行う。

4 事業の実績

（1）財産調査件数　（単位：件）

年　度	財産調査件数
令和3年度	9,084
令和4年度	11,842
令和5年度	11,069

（2）滞納処分件数　（単位：件）

年　度	差押					交付要求（参加差押含）	合計
	預金	生命保険	不動産	その他	小計		
令和3年度	218	13	0	0	231	29	260
令和4年度	532	38	1	1	572	30	602
令和5年度	561	29	0	6	596	47	643

事業開始年月日	昭和34年12月					
事業担当	保険医療課　滞納整理係					
予算	**款**	1	国保運営費	**項**	1	国保運営費
	目	3	保険料納付費	**事務事業**	1	保険料納付　滞納整理
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 地方税法 国税徴収法					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					

４　－　４	国保収納

（事業の概要）

1 事業の目的

(1) 国民健康保険料の適正な収納管理を行う。

(2) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付を推進し収入率の向上を図る。

2 事業の内容

(1) 国民健康保険料の収納データ登録に係る処理

(2) 国民健康保険料の過誤納金に係る処理（還付、充当）

(3) 国民健康保険料の督促、催告に係る処理

(4) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付に係る処理及び勧奨

3 事業の実績

(1) 保険料収入状況　（単位：円）

現年分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
調定額	9,237,115,835	9,696,603,352	9,499,303,169
収入額	8,069,910,463	8,571,480,478	8,408,553,939
収入率	87.4%	88.4%	88.5%

（単位：円）

滞納繰越分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
調定額	2,764,057,682	2,310,245,698	2,136,820,100
収入額	434,264,199	403,178,153	332,037,476
収入率	15.7%	17.5%	15.5%

(2) コンビニエンスストアにおける収入状況　（単位：円）

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
現年	収入額	2,070,061,030	1,771,328,363	1,869,387,114
	対総収入額比	25.7%	20.7%	22.2%
滞繰	収入額	232,067,625	180,928,719	140,949,148
	対総収入額比	53.4%	44.9%	42.4%

(3) 口座振替加入率(各年度3月末現在)　（単位：件）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
国保加入世帯数	57,668	56,995	57,540
うち口座振替加入世帯数	26,075	25,689	26,338
口座振替加入率	45.2%	45.1%	45.8%

(4) 督促件数　（単位：件）

年　度	督促件数
令和3年度	142,120
令和4年度	164,017
令和5年度	144,124

(5) 催告件数　（単位：件）

年　度	催告件数
令和3年度	83,666
令和4年度	51,779
令和5年度	36,223

事業開始年月日		昭和34年12月				
事業担当		保険医療課　国保収納係				
予算	款	1	国保運営費	項	1	国保運営費
	目	3	保険料納付費	事務事業	1	保険料納付　収納管理
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 地方税法 国税徴収法				
特記事項		国民健康保険事業特別会計				

４　－　５	国保給付

（事業の概要）

1 事業の目的

国民健康保険加入者の誰もが公平に受けられる保険給付を行う。

2 事業の内容及び事業実績

(1) 療養諸費（療養給付費、療養費）

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部（一部負担金）を支払い、残りを国民健康保険が給付する（保険者負担分）。

また、旅行中の急病などで被保険者証が提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

（事業実績）　（単位：件,千円）

区分／年度	療養給付費		療養費	
	件数	金額	件数	金額
令和３年度	1,070,857	17,301,598	40,134	278,336
令和４年度	1,073,124	16,458,914	40,020	272,847
令和５年度	1,077,699	16,373,881	37,477	267,877

(2) 高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（一部負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に支給する。

また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。平成24年4月から、入院だけでなく外来受診でも使用できるようになった。

なお、自己負担限度額は、所得区分と実際にかかった医療費に応じて変わる。

（事業実績）　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	38,662	2,576,959
令和４年度	37,496	2,323,720
令和５年度	39,138	2,411,158

(3) 高額医療・高額介護合算療養費

世帯内で1年間（8月1日から翌年7月31日）の国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が、高額療養費等の支給を受けても自己負担限度額を超えた場合に高額医療・高額介護合算療養費を支給する。

また、70歳以上の個人で一般区分であった月の1年間の外来療養の自己負担額の合計が、一定額（144,000円）を超過した場合に高額療養費を給付する。

（事業実績）　（単位：件,千円）

区分／年度	高額介護合算療養費		高額療養費外来年間合算支給分	
	件数	金額	件数	金額
令和３年度	111	3,768	203	5,881
令和４年度	120	3,574	181	5,594
令和５年度	96	3,160	180	5,294

(4) 移送費の支給

病気やケガで移動が困難で、医師の指示により緊急かつやむを得ず病院を転院した場合、移送費用を請求できる。

（事業実績）　　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	2	81
令和４年度	0	0
令和５年度	1	168

(5) 出産育児一時金の支給

令和5年4月1日出生児より、被保険者が出産した場合、1出生児につき､500,000円を支給する。
（令和5年3月31日までの出生児は420,000円）
申請にかかる時効は出産のあった翌日から2年である。

（事業実績）　　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	265	111,430
令和４年度	244	101,978
令和５年度	233	112,438

(6) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して、70,000円を支給する。

（事業実績）　　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	320	22,400
令和４年度	291	20,370
令和５年度	254	17,780

(7) 結核・精神給付金

結核医療受給者で住民税が非課税の人は通院医療費の自己負担金（医療費の5%）、及び障害者自立支援法（精神通院）の適用を受けている非課税世帯の人は自己負担金（医療費の10%、限度額あり）を国民健康保険で負担する。

（事業実績）　　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	23,501	25,472
令和４年度	24,578	26,348
令和５年度	25,797	27,290

(8) 一部負担金の減免、徴収猶予

災害、その他特別な事情により生活が苦しくなり、一部負担金の支払いが困難な場合に、一定の基準により減額、免除及び徴収の猶予をすることができる。

（事業実績）　　（単位：件,千円）

区分／年度	免除			
	災害（東日本大震災含む）		その他	
	件数	金額	件数	金額
令和３年度	248	1,568	0	0
令和４年度	230	1,007	4	783
令和５年度	184	1,354	5	1,153

(9)傷病手当金

新型コロナウイルス感染症にり患等したため、勤務ができず、給与の支払を受けることができなかった給与所得者に対し支給する。

令和5年5月8日から新型コロナウィルス感染症が5類へ移行したため、令和5年5月7日までの感染確定者まで支給対象となる。（令和7年度まで予算計上が必要である。）

（事業実績）　　（単位：件,千円）

年度	件数	金額
令和３年度	150	9,534
令和４年度	281	10,396
令和５年度	27	888

事業開始年月日	昭和34年12月					
事業担当	保険医療課　国保給付係					
予算	**款**	1	国保運営費	**項**	1	国保運営費
	目	4	適正給付費	**事務事業**	1	適正給付費
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					
予算	**款**	2	国保給付費	**項**	1	国保給付費
	目	1～7	療養諸費，高額療養費，移送費，出産育児諸費，葬祭諸費，結核・精神医療給付費、傷病手当金	**事務事業**	1	療養諸費，高額療養費，移送費，出産育児一時金，葬祭費，結核・精神医療給付金、傷病手当金
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					

４　－　６	国民年金

（事業の概要）

1 事業の目的

国民年金法に基づき、国民年金に係る加入、免除、給付等の申請・届出を受理するとともに、国民年金の手続・内容等についてわかりやすい相談を行う。

2 被保険者の種別

(1) 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者、学生　等

(2) 第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員

(3) 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

3 国民年金事務の概要

(1) 区の事務　　※第1号被保険者に係る届出、申請、請求等の受付

① 法定受託事務

ア 国民年金被保険者の資格に係る届出の受理に関すること

被保険者の資格取得・喪失、種別変更、付加保険料納付・辞退の申出　等

イ 国民年金保険料の免除に係る申請の受理に関すること

保険料免除・学生納付特例の申請、法定免除に係る免除事由該当・消滅届　等

ウ 国民年金の給付に係る申請の受理に関すること

第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金の請求、障害基礎年金の請求、死亡一時金の請求　等

② 協力・連携事務

資格取得時の保険料の納付特例、口座振替・前納の促進、年金制度の周知、各種手続きに関する相談　等

(2) 国の事務

① 適用事務

適用促進事務（加入勧奨、職権適用等）、年金手帳発行、第3号被保険者に係る処理　等

② 保険料事務

国民年金保険料の徴収、納付記録管理、免除・猶予申請等の審査　等

③ 給付事務

裁定請求に基づく審査、年金証書の送付、年金の給付　等

4 事業実績　（単位：人）

年　度	被保険者数	保険料免除・猶予被保険者数	受給権者数	死亡一時金受給者数	福祉年金受給権者数	特別障害給付金受給権者数
令和3年度	69,255	19,904	65,660	6	4	20(0)
令和4年度	67,612	20,145	65,208	5	4	19(0)
令和5年度	67,415	20,213	63,819	8	4	16(0)

※特別障害給付金受給権者数の（　）は新規受付件数。

事業開始年月日	昭和34年11月					
事業担当	保険医療課　国民年金係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	2	保険医療費
	目	1	保険医療費	**事務事業**	3	国民年金
関係法規	国民年金法 国民年金等事務費交付金等交付要綱 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 年金生活者支援給付金支給業務市町村取扱事務交付金交付要綱					
特記事項						

４　－　７	後期高齢者医療

（事業の概要）

1 事業の目的

被保険者が適切な医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営する。

2 制度発足の経緯

急速な少子高齢化の中で、老人医療費は年々増加傾向にあり、現役世代の負担と国・地方公共団体の財政負担もますます重くなってきている状況を踏まえ、国民皆保険を維持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に独立させた後期高齢者医療制度が創設された。

3 被保険者

被保険者は、生活保護受給者などの一部を除く以下の人である。

(1) 75歳以上の人

(2) 65歳以上75歳未満であって、一定の障害があり、広域連合に申請して認定を受けた人

被保険者数と自己負担割合の推移　（単位：人）

3月31日現在	被保険者数	負担区分割合									障害認定（再掲）
		３割負担				２割負担	１割負担				
			現役Ⅲ（再掲）	現役Ⅱ（再掲）	現役Ⅰ（再掲）			一般（再掲）	低Ⅱ（再掲）	低Ⅰ（再掲）	
令和３年度	34,931人	6,236人	1,380人	1,142人	3,714人		28,695人	15,298人	7,299人	6,098人	147人
令和４年度	35,941人	6,459人	1,598人	1,201人	3,660人	8,067人	21,415人	7,674人	7,604人	6,137人	136人
令和５年度	36,676人	6,491人	1,492人	1,168人	3,831人	8,115人	22,069人	7,948人	7,973人	6,148人	125人

4 運営主体

(1) 運営主体

都道府県単位ごとに運営主体が設置される。東京都においては、東京都下の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合である。

(2) 広域連合と区市町村の役割分担

広域連合と区市町村は事務を分担して制度を運営している。

① 広域連合の事務　被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付など

② 区市町村の事務　給付申請や住所変更等の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収・納付相談など

5 財政

医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者支援金（交付金）及び被保険者からの保険料が柱となっている。

(1) 公費負担等

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、約5割は公費により負担される。公費負担は、国が全体の12分の4、都道府県が12分の1、区市町村12分の1となっている。また、約4割は現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金が充てられる。

(2) 保険料

上記(1)以外の部分は保険料によって賄われる。保険料は、所得割額と均等割額によって構成され、被保険者個人単位で算定・賦課される。保険料率等は、2年ごとに見直され、原則として東京都内で均一である。

① 賦課期日　4月1日

② 計算方法　（令和6・7年度）

所得割額　賦課のもととなる所得×9.67%　※令和6年度に限り、賦課のもととなる所得が58万円以下の方は8.78%

均等割額　47,300円

限度額　800,000円　※令和6年度に限り、昭和24年3月31日以前に生まれた方などは73万円

なお、低所得者及び被用者保険の被扶養者だった人には軽減措置がある。

6 一部負担金の割合（自己負担割合）

医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合は、一般の人が1割、現役並み所得者が3割で、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に判定している。現役並み所得者とは、住民税課税標準額が145万円以上の人である。法改正により、令和4年10月1日からの自己負担の区分に、新たに2割が追加され、自己負担割合が1割の人のうち、一定以上所得のある人の自己負担割合は2割となる。

7 給付

広域連合が現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（高額療養費、高額介護合算療養費の支給等）を行う。この他、区独自の事業として「入院時負担軽減支援金」制度がある。これは、世帯員全員が住民税非課税の人が医療保険適用の病院等に31日以上入院した場合に20,000円を支給するものである(年度1回）。

8 事業実績

(1) 保険料収入状況

年　度	現年度分			滞納繰越分		
	調定額(円)	収入額(円)	収入率	調定額(円)	収入額(円)	収入率
令和３年度	3,929,097,000	3,906,493,600	99.4%	55,391,800	21,858,700	39.5%
令和４年度	4,339,117,000	4,308,797,750	99.3%	53,322,200	19,501,000	36.6%
令和５年度	4,375,618,800	4,344,170,800	99.3%	66,712,350	22,492,350	33.7%

(2) 入院時負担軽減支援金　（単位：件、円）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
給付件数	194	184	182	140	170	168
支給金額	3,880,000	3,680,000	3,640,000	2,800,000	3,400,000	3,360,000

(3) 広域連合負担金（保険制度運営のため広域連合に納める経費）　（単位：円）

年　度	療養給付費	保険料	保険基盤安定	事務費	保険料軽減措置	合　計
令和３年度	2,092,162,118	3,910,393,600	483,466,182	98,386,135	229,289,558	6,813,697,593
令和４年度	2,288,685,622	4,327,955,300	521,904,685	96,755,663	237,929,821	7,473,231,091
令和５年度	2,305,726,115	4,319,274,150	542,035,358	108,537,614	243,248,232	7,518,821,469

(4) 新型コロナウイルス減免申請の受付

令和３年度（令和２度相当分保険料含む）　申請件数23件、承認件数23件、減免額2,168千円
令和４年度（令和３度相当分保険料含む）　申請件数9件、　承認件数9件、　減免額1,562千円
令和５年度　0件

事業開始年月日	平成20年4月					
事業担当	保険医療課　後期高齢者医療係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	2	保険医療費
	目	1	保険医療費	**事務事業**	2	後期高齢者医療
関係法規	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令、同施行規則 東京都後期高齢者医療広域連合規約 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、同施行規則 中野区後期高齢者医療に関する条例、同施行規則 中野区後期高齢者入院時負担軽減事業実施要綱					
特記事項	一般会計（事務経費、給付費（区制度分））					
予算	**款**	1	広域連合納付金	**項**	1	広域連合納付金
	目	1	広域連合納付金	**事務事業**	1	広域連合納付金
関係法規	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令、同施行規則 東京都後期高齢者医療広域連合規約 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 中野区後期高齢者医療に関する条例					
特記事項	後期高齢者医療特別会計					

5　産業振興課

（課の概要）

令和６年２月に策定した中野区産業振興方針に基づいた取組を推進する。

（目的・目標）

中野の地域経済が健全に発展し、区民生活が向上している。

現在の中野区産業を振興する　【振興】

中野区で新たに興し、未来に継続・発展できる産業を育成する　【新興】

（各施策の内容）

中野区産業振興方針

基本方針１　中野区の立地や環境を生かした中小企業振興策を実施する。

施策１　中小企業の経営安定化

施策２　中小企業の取組・活動応援

施策３　創業・イノベーション促進

基本方針２　キャッシュレス化と個店支援を中心とした商店街支援を進める。

施策１　商店街キャッシュレス化推進

施策２　魅力ある個店の創出

施策３　他自治体や教育・研究機関との連携による商業振興

（係の構成）

１　地域経済活性化係

(1) 課内の庶務及び経理に関すること。

(2) 地域経済活性化に関すること。

(3) 課内他の係に属しないこと。

２　産業係

(1) 産業の振興に関すること。

(2) 産業振興センターに関すること。

３　商業係

(1) 商業の振興に関すること。

(2) なかの里・まち連携に関すること。

４　商店街にぎわい創出担当係長

(1) 商店街のにぎわい創出に関すること。

（予算の体系）

地域経済活性化支援拡充のため、令和６年度の予算体系に「地域経済活性化」を新設した。

款	4	区民費
項	3	産業振興費
目	1	産業振興費
事務事業	2	産業総務
	3	産業
	4	商業
	5	地域経済活性化

５　－　１	産業総務

（事業の概要）

1 事業の目的

（1）課内各係が抱える課題や課内の運営支援を行う。

（2）事務の見直しや業務効率化等、課内の事務改善を推進する。

2　事業の内容

（1）課内の文書事務、各種調査回答等の庶務事務

（2）課内の収入、支出及び物品管理に関する事務

（3）農地事務（農地制度関連事務手続き、農地台帳管理、国有農地管理事務等）

3　事業の実績

農地事務取扱件数　（単位：件）

年　度	農地法第4条転用届	農地法第5条転用届	転用照会(法務局)	その他証明
令和３年度	2	11	9	6
令和４年度	7	6	3	0
令和５年度	4	1	2	5

事業開始年月日						
事 業 担 当	産業振興課　管理係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	3	産業振興費
	目	1	産業振興費	**事務事業**	2	産業総務
関係法規	農地法					
特記事項						

５　－　２	産業

（事業の概要）

1　事業の目的

区内産業の活性化を図るため、創業支援、中小企業支援、産業経済融資のあっ旋や経営相談を行う。また、就労意欲のある若者、女性、高齢者等が、それぞれの能力やライフスタイルに応じた仕事に就けるようにするため中小企業の雇用支援と就労支援を行う。

2 事業の内容

(1) 経営支援・創業支援

① 認定特定創業支援等事業

② 産業経済融資あっ旋・利子補給

③ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

④ ビジネスフェア出展補助

⑤ 商工相談（経営・創業）

(2) アニメコンテンツ等を活用した地域ブランディング事業

中野区、杉並区、豊島区、東京商工会議所各支部での連携事業

(3) 雇用創出支援

就職相談・面接会、セミナー等の開催

(4) 勤労者サービスセンター運営補助

(5) 産業振興センター運営

(6) 伝統工芸活動支援

(7) 新型コロナウイルス感染症、物価高騰に係る経済支援対策事業

産業経済融資における新型コロナウイルス感染症、物価高騰対策緊急応援優遇

3 事業の実績

(1) 認定特定創業支援等事業　証明書交付件数　（単位：件）

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
36	18	72	60

(2) アニメコンテンツ等を活用した地域ブランディング事業

① イベント参加者数

令和５年度
1225人

② 動画配信視聴回数

令和４年度	令和５年度
267,959回	30,317回

(3) 産業経済融資あっ旋件数　（単位：件）

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1,192	670	597	542

(4) マル経融資利子補給　交付件数　（単位：件）

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
432	287	265	67

(5) 就職相談・面接会への参加事業者数　（単位：者）

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
39	36	75	81

(6) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係る経済支援対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者に対する支援策として、産業経済融資に優遇措置を設け、本人負担率を無利子とする利子補給を令和２年度より実施している。また、物価高騰に影響を受けた事業者に対する支援策として、本人負担率を無利子とする利子補給を令和４年度より実施している。

産業経済融資における新型コロナウイルス・物価高騰緊急応援優遇あっ旋件数 ※(3)の内数

①新型コロナウイルス優遇　（単位：件）

令和３年度	令和４年度	令和５年度
367	125	60

②物価高騰優遇　（単位：件）

令和４年度	令和５年度
10	19

事業開始年月日						
事　業　担　当	産業振興課　産業係					
予算	款	4	区民費	項	3	産業振興費
	目	1	産業振興費	事務事業	3	産業
関係法規	中野区産業振興センター条例 中野区産業振興センター条例施行規則 中野区産業振興センター運営要綱 中野区産業振興センター施設等目的外使用運営要綱 中野区産業経済融資規則 中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱 中野区勤労者サービスセンターに対する補助金の交付に関する規則 中野区伝統工芸振興事業助成金交付要綱 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明事務取扱要綱 中野区ビジネスフェア出展補助金交付要綱					
特記事項						

５　－　３	商業

（事業の概要）

1　事業の目的

（1）商業振興

商店街が区民の消費生活を支え、地域コミュニティの核としての役割を担うため、広く区内商店街の振興と支援を行う。

（2）なかの里・まち連携（事業）

地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かしながら課題の解決を目指し、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、事業者や区民が主役となる連携事業を行う。

（3）物価高騰に対応する経済支援対策事業

物価高騰の影響を受けた区民及び区内事業者の負担軽減を図るとともに、区内商店街を中心とした中小店舗・個店でのキャッシュレス決済の普及を目的として、複数の決済事業者によるキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。

2　事業の内容

（1）地域商業の振興

① 商店街及び商店街と地域団体等が連携した実行委員会が実施するイベント事業及び活性化事業への支援（補助金の支出等）

「商店街チャレンジ戦略支援事業」「地域連携型商店街事業」「（都）政策課題対応型商店街事業への上乗せ補助（多言語対応事業の一部）」

② 都及び国による商店街向け単独補助事業の調整

③ 商店街街路灯の電灯料への助成、商店街街路灯修繕助成、商店街街路灯撤去等事業

④ 商店街ふれあい広場の運営、維持管理(川島商店街ふれあい広場、野方商店街ふれあい広場)

（2）商店街組織基盤の強化

中野区商店街連合会が、加盟商店会（現在61商店会）の組織基盤の安定及び強化を図るために実施する各事業に対し、必要な補助金を交付する。

（3）商店街振興組合決算分析

商店街振興組合法に基づき提出される決算関係書類の審査を行う。

（4）特定小売店舗等の立地に関する事務

店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の小売店舗の新設又は変更に係る調整、及び都が行う大規模小売店舗立地法に係る区内意見調整を行う。

（5）中野にぎわいフェスタの開催支援

中野にぎわいフェスタ（実行委員会）への補助、区報や区公式ホームページを活用した広報ＰＲなどの支援を行う。

（6）商店街キャッシュレス普及キャンペーン事業

中野区商店街連合会が主体となり区内商店街全体としてキャッシュレス決済化を推進する事業に対し、都の支援事業に区が上乗せして補助する。

（7）なかの里・まち連携事業　（主に連携強化事業、経済交流事業及び観光・体験交流事業）

① 連携強化

ア 連携自治体担当者連絡会開催

イ 区公式ホームページや区役所観光コーナー等での連携自治体情報の発信

② 経済交流

ア 連携自治体合同物産展（全3回）、事業者交流会（合同物産展と同時開催 ）

イ 区役所食堂における新米フェアの実施など

③ 観光・体験交流

ア 連携自治体が実施する観光・体験交流モデル事業の調整
イ 区内地域団体等が連携自治体にて実施する体験交流の調整、支援
ウ 連携自治体が区内で実施する観光ＰＲイベント等の調整、広報など

(8) 中野区キャッシュレス決済ポイント還元事業
物価高騰対策及びキャッシュレス決済普及を目的として、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を行う。

3 事業の実績

(1) 地域経済活性化につながる商店街の取組むイベント・活性化事業数

（単位：件）

年　度	イベント事業数（商店街数）	活性化事業数（商店街数）	合　計
令和３年度	38　(25)	8　(8)	46
令和４年度	46　(26)	4　(4)	50
令和５年度	58　(33)	6　(6)	64

(2) 中野区商店街連合会への加入店舗数　（単位:商店街、店）

年　度	区商連加盟商店街数	年度末会員数	備　考
令和３年度	61	1,944	区が商店街認定していない中野区インターネット商店会を含む
令和４年度	61	1,921	
令和５年度	61	1,813	

(3) なかの里・まち連携事業における交流事業数　（単位：件）

年　度	経済交流事業	観光・体験交流事業	その他交流事業	合　計
令和３年度	6	5	4	15
令和４年度	11	15	10	36
令和５年度	10	9	10	29

(4) 中野区キャッシュレス決済ポイント還元事業（令和５年度実施分）
① 中野区プレミアム付商品券事業（令和４年度繰越分）
② 商店街キャッシュレス普及キャンペーン事業
③ 中野区生活応援事業（キャッシュレス決済によるポイント還元事業）

事業開始年月日	商店街チャレンジ戦略支援事業等　2003年度～　　なかの里・まち連携事業　2009年度～					
事　業　担　当	産業振興課　商業係					
予算	款	4	区民費	項	3	産業振興費
	目	1	産業振興費	事務事業	4	商業
関係法規	商店街振興組合法、中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例 中野区立商店街ふれあい広場条例、同施行規則、同運営委員会設置要綱 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱、その他関連要綱 中野区商店街街路灯撤去事業実施要綱、中野区商店街街路灯等の残置灯修繕助成金交付要綱 中野区商店街街路灯等の残置灯助成規則、中野区商店街連合会事業補助金交付要綱 中野区起創展街中野にぎわいフェスタ運営費補助金交付要綱					
特記事項						

6　文化振興・多文化共生推進課

（課の概要）

　文化振興・多文化共生推進課は、文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーションを所管している。

　文化振興・多文化共生推進は、文化・芸術の振興、文化施設の管理運営、生涯学習の機会充実などの取組や多文化共生社会の推進、国際交流協会の支援を行っている。文化財は、文化財の活用、保護に加え、歴史民俗資料館の管理運営を行っている。シティプロモーションは、区民や事業者との協働によるシティプロモーション事業や観光情報の発信、ふるさと納税事業などを行っている。

1 各施策の内容

(1) 文化振興・多文化共生推進

① 令和5年3月に策定した「中野区文化芸術振興基本方針」及び令和6年1月に策定した「次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策」に基づき、区の文化・芸術の振興を行うほか、区民の文化活動拠点であるもみじ山文化センター（なかのZERO）や野方区民ホール、なかの芸能小劇場といった文化施設の管理運営を行っている。また、区民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」による生涯学習情報の発信等を行っている。

② 令和5年3月に策定した「中野区多文化共生推進基本方針」に基づき、多言語及びやさしい日本語での情報提供や相談対応などの多文化共生の取組を推進している。また、中野区国際交流協会に対し管理運営経費の一部を助成するともに、連携して外国人支援や国際交流事業等を実施している。

(2) 文化財

① 既存の文化財の調査研究や保護活動、区民への普及活動を行っている。また、国や都により指定されている埋蔵文化財包蔵地の管理も行っている。

② 歴史民俗資料館の管理運営を行い、区の歴史、民俗等に関する資料及び考古資料の収集・展示、各種講座を実施している。

(3) シティプロモーション

① 事業者や区民との協働による中野を元気にする活動のPRや壁画アートによる文化芸術の発信を行うほか、「中野大好きナカノさん」による中野の日常の発信や区民や団体によるシティプロモーション事業への助成を行っている。

② 区民による公募の「ナカノ観光レポーター」による中野の見どころの発信、多言語版観光情報冊子「びじっと中野」の発行、多言語観光ポータルサイト「Guidoor」中野区ページの運用を通じた観光情報の発信やふるさと納税事業などを行っている。

③ 庁舎の移転に伴い、区民の自主的な活動や交流の活性化及び、区民にとって身近な文化・芸術の展開と区民の区への愛着醸成を目的に、庁舎1階スペースの管理・運営を行っている。

６　－　１	文化振興・多文化共生推進

（事業の概要）

1 事業の目的

(1) 区民一人ひとりが身近に文化・芸術に親しみ、表現できる環境のなかで、創造性や心のゆとり、楽しみが生まれ、心豊かな暮らしが実現されるよう、区における文化・芸術を振興する。また、学習機会を通じて誰もがいきいきと地域社会で暮らすことができるよう、区内の生涯学習情報を広く発信する。

(2) 区民が国籍や文化、言語などにとらわれず誰もが安心して暮らすことができ、互いに認め合いながら地域の一員として活躍できるまちが実現されるよう、区における多文化共生の推進や海外友好都市・諸外国との交流を契機とした国際理解の機運を醸成する。

2 事業の内容

(1) 文化事業振興

① 文化・芸術の振興

ア 「中野区文化芸術振興基本方針」を令和5年3月に策定し、区の文化・芸術振興につながる取組の方向性を示している。

イ 区民が身近に気軽に文化・芸術に親しみ、つながりが生まれる機会を創出するため、もみじ山文化センター（なかのZERO）本館にアトリエDONGURIを開設している。

ウ 次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策として、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業を「子ども育成文化・芸術事業」として認定し、文化施設の利用料金等の減額などをするとともに、「子ども・若者文化芸術振興基金」を設置し、同基金を活用した事業を展開する。

② 文化施設の調整

もみじ山文化センター（なかのZERO）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場の3施設について、平成18年4月から指定管理者による管理・運営を行うとともに、多くの区民が気軽に文化・芸術活動や学習活動に参加できるよう、環境を整備している。

③ 生涯学習情報の発信

中野区や関係機関が実施する生涯学習やスポーツイベント情報等を掲載した生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」（月刊）及び「生涯学習＆スポーツガイドブック」（年刊）により情報発信を行っている。また、インターネットサイト「なかの学び場ステーション」及びもみじ山文化センター（なかのZERO）本館1階の「生涯学習活動支援コーナー」において、区内で活動する団体や指導者情報を紹介している。

(2) 国際化推進

① 多文化共生の推進

ア 「中野区多文化共生推進基本方針」を令和5年3月に策定し、区の多文化共生推進につながる取組の方向性を示している。

イ 在住外国人と意思疎通を円滑に行うため、AI多言語通訳システムが搭載された通訳タブレットを運用している（59台配備、三者間通訳サービス13言語、音声機械通訳サービス30言語）。

ウ 外国人等が円滑な区民生活を送れるように、日本生活文化や習慣、行政手続き、ごみ処理等の行政ルールをまとめた「外国人のためのなかの生活ガイドブック」を区立施設等において無料で配布している。また、外国人向け相談会を実施している。

エ 職員の多文化共生への理解度向上や窓口対応、広報誌作成等においてやさしい日本語の活用を促すため、多文化共生研修及びやさしい日本語研修を実施している。

オ 区内におけるやさしい日本語の普及啓発のため、区民向けにやさしい日本語ガイドラインを策定する。

② 中野区国際交流協会を通じた語学学習・国際交流事業

中野区国際交流協会に対し管理運営経費（人件費、事業費等）の一部を助成する。中野区国際交流協会が実施する主な事業：日本語講座、区民交流事業の実施等

③ 友好都市、姉妹都市、諸外国との交流

ア 北京市西城区との交流

イ ソウル特別市陽川区との交流

ウ ニュージーランド・ウェリントン友好子ども交流（中野区国際交流協会委託事業）

エ ニュージーランド・ウェリントン市との交流

3 事業の実績

(1) 文化事業振興

① 社会教育訪問学級受講者数

（単位：人）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3	4	6

② 文化施設利用実績

（単位：件、人）

施設名		令和4年度		令和5年度	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
もみじ山文化センター（なかのZERO）	大ホール	823	427,090	844	463,404
	小ホール	786	154,138	553	113,023
	リハーサル室	780	23,890	815	29,419
	多目的練習室	695	9,453	785	11,178
	展示ギャラリー	205	3,997	170	7,053
	音楽練習室	2,727	6,369	3,177	8,949
	視聴覚ホール	644	20,497	719	27,513
	西館学習室	5,959	109,947	3,994	73,000
	プラネタリウム	380	17,003	277	14,206
	美術ギャラリー	439	26,439	261	11,048
	計	13,438	798,823	11,595	758,793
野方区民ホール		432	30,349	540	45,958
なかの芸能小劇場		562	35,491	795	49,204
合計		14,432	864,663	12,930	853,955

(2) 国際化推進

① AI多言語通訳システム利用実績

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機械通訳	1,428	2,738	1,809
三者間通訳	215	318	423

事業開始年月日						
事業担当	文化振興・多文化共生推進課　文化振興・多文化共生推進係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	4	文化振興・多文化共生推進費
	目	1	文化振興・多文化共生推進費	**事務事業**	2	文化振興・多文化共生推進
関係法規	文化芸術基本法 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 社会教育法 日本語教育の推進に関する法律 中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例 中野区もみじ山文化の森施設条例 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例 中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則 中野区国際交流協会に対する補助金の交付に関する規則 中野区子ども育成文化・芸術事業の認定に関する要綱 中野区もみじ山文化センター並びに中野区野方区民ホール及びなかの芸能小劇場の管理運営に関する要綱 中野区生涯学習情報紙発行要綱 中野区生涯学習広報連絡会議設置要綱 中野区社会教育訪問学級実施要綱 中野区社会教育事業に関する講師謝礼支払基準					
特記事項						

６　－　２	文化財

（事業の概要）

1 事業の目的

区の歴史民俗に関わる文化財を大切に保存し、区民に伝える。

多くの区民に伝統文化や文化財の存在を知ってもらうことで、地域に対する愛着を深める。

2 事業の内容・実績

(1) 文化財関連事業

① 埋蔵文化財の保護

区内の埋蔵文化財包蔵地として周知・指定されている地域（約100か所）で、土木・建築工事を行う場合に、発掘調査等を実施している。

項目別調査実績　（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包蔵地照会	1,243	1,288	1,347
発掘届受理	30	51	57
立会調査	18	23	26
試掘調査	7	18	16
本調査	0	3	3

② 文化財※1の調査研究および保護活動

ア 調査研究結果の報告書刊行（「山﨑家文書」、「中野区の仏教美術」等）

イ 区有文化財の保存活用の検討

（旧中野刑務所正門移築・修復工事に係る実施設計業務委託等）

ウ 区指定文化財等への補助（鷺宮囃子）

エ 都指定文化財等への随伴補助（江古田獅子舞）

オ 文化財保護審議会の開催

区内にある文化財の保護及び適正な活用に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申又は意見を述べる機関である文化財保護審議会を年数回開催している。

カ 文化財表示板の設置等

文化財表示板（56か所）及び区内史跡めぐり道標（25か所）の設置、区所有の美術工芸品・文化財（100点）の文化庁文化遺産オンラインへの搭載を行っている。

※1…区内登録文化財・指定文化財は別表のとおり

(2) 歴史民俗資料館管理運営

歴史民俗資料館は、区の歴史、民俗等に関する資料及び考古資料の収集・展示、各種講座の実施等を通じて、区民の教養の向上及び学術・文化の発展に寄与することを目的として、名誉都民であった故山﨑喜作氏・同夫人千枝氏から寄贈された土地に建設し、平成元年10月に開館した。
敷地面積2,902㎡、資料館部分と茶室・書院（天保12年建立）・庭園から成っている。資料館の施設規模は、鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、延床面積2,326㎡、展示室面積504㎡、収蔵庫面積533㎡である。
常設展示室では、武蔵野における中野の風土と人びとのくらしをテーマに中野の歴史をわかりやすく展示している。特別展示室では、所蔵品を季節ごとに展示。企画展示室では、年数回の企画展を実施している。
日常管理及び各種事業について業務委託により運営している。
令和元年9月1日～令和2年3月末、常設展示等の再整備のための一時閉館を経て、令和2年4月にリニューアルオープンした。

利用実績　（単位：日、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	265	294	295
入館者数	25,962	25,846	27,149
小学校社会科学習見学者数※2	1,252	1,601	1,924

※2…小学校社会科学習見学者数は入館者数の内数

事業開始年月日	昭和56年4月1日（中野区文化財保護条例の施行日）					
事業担当	文化振興・多文化共生推進課　文化振興・多文化共生推進係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	4	文化振興・多文化共生推進費
	目	1	文化振興・多文化共生推進費	**事務事業**	3	文化財
関係法規	文化財保護法 東京都文化財保護条例 中野区文化財保護条例 中野区文化財保護条例施行規則 中野区立歴史民俗資料館条例 中野区立歴史民俗資料館条例施行規則 中野区立歴史民俗資料館処務規程 中野区立歴史民俗資料館運営協議会設置要綱 中野区立歴史民俗資料館有料刊行物取扱要綱 中野区立歴史民俗資料館研修室運営要綱 中野区立歴史民俗資料館展示室運営要綱					
特記事項						

中野区内登録文化財・指定文化財一覧

令和６年８月１５日現在

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
1	鷺宮囃子	登録無形民俗文化財	白　鷺1－31－5	鷺宮囃子保存会
2	哲学堂建造物６棟	指定有形文化財	松が丘1－34　哲学堂公園	中　野　区
3	哲学堂建造物４棟	指定有形文化財	松が丘1－34　哲学堂公園	中　野　区
4	清谷寺の十三仏板碑	指定有形文化財	沼　袋3－21－7	清　谷　寺
5	堀江家伝来の朱印状	指定有形文化財	中　央2－33－3	宝　仙　寺
6	醤油屋のしいの木	指定記念物	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
7	山荘の碑	登録有形文化財	大和町4－37－15	蓮　華　寺
8	井上円了の墓	登録有形文化財	江古田1－6－4	蓮　華　寺
9	吉良家四代の墓	登録有形文化財	上高田4－14－1	萬昌院功運寺
10	深野家文書	指定有形文化財	江古田1－20－15	深　野　家
11	堀野家文書	指定有形文化財	江原町2－24－22	堀　野　家
12	沼袋氷川神社の絵馬	指定有形民俗文化財	沼　袋1－31－4	沼袋氷川神社
13	多田神社の大絵馬	指定有形民俗文化財	南　台3－43－1	多田神社
14	地　　蔵	登録有形文化財	新　井5－3－5	梅　照　院
15	地　　蔵	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
16	地　　蔵	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
17	地　　蔵	登録有形文化財	本　町2－26－6	成　願　寺
18	地　　蔵	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
19	地　　蔵	登録有形文化財	野　方2－14野方第二公園西	矢　島　家
20	地　　蔵	登録有形文化財	沼　袋3－21－7	清　谷　寺
21	地　　蔵	登録有形文化財	新　井5－3－5	梅　照　院
22	地　　蔵	登録有形文化財	上高田5－21－5	東　光　寺
23	地　　蔵	登録有形文化財	上鷺宮1－2	篠　家
24	地　　蔵	登録有形文化財	弥生町4－12－1	正　蔵　院
25	地　　蔵	登録有形文化財	白　鷺2－48　交通厄除地蔵	福　蔵　院
26	六　地　蔵	登録有形文化財	江古田3－9－15	東　福　寺
27	六　地　蔵	登録有形文化財	沼　袋3－21－7	清　谷　寺
28	六　地　蔵	登録有形文化財	弥生町4－12－1	正　蔵　院
29	六　地　蔵	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
30	庚　申　塔	登録有形文化財	上高田5－21－5	東　光　寺
31	庚　申　塔	登録有形文化財	新　井5－3－5	梅　照　院
32	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋2－28－2	禅　定　院
33	庚　申　塔	登録有形文化財	江古田3－9－15	東　福　寺
34	庚　申　塔	登録有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
35	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
36	庚　申　塔	登録有形文化財	江原町3－12－5江原観音堂	東　福　寺
37	庚　申　塔	登録有形文化財	弥生町4－12－1	正　蔵　院
38	庚　申　塔	登録有形文化財	白　鷺1－31－5	福　蔵　院
39	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋3－21－7	清　谷　寺
40	庚　申　塔	登録有形文化財	野　方2－14野方第二公園西	矢　島　家
41	庚　申　塔	登録有形文化財	本　町3－12－9	福　寿　院
42	庚　申　塔	登録有形文化財	弥生町4－12－1	正　蔵　院

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
43	庚　申　塔	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
44	庚　申　塔	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
45	庚　申　塔	登録有形文化財	中　野5－8－1	打越北野神社
46	庚　申　塔	登録有形文化財	大和町2－30－3	大和町八幡神社
47	庚　申　塔	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
48	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
49	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
50	庚　申　塔	登録有形文化財	中　野5－8－1	打越北野神社
51	庚　申　塔	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
52	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－33	山　﨑　家
53	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
54	庚　申　塔	登録有形文化財	沼　袋4－1－1	実　相　院
55	庚　申　塔	登録有形文化財	中　央3－33－3	慈　眼　寺
56	板　　碑	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
57	板　　碑	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
58	板　　碑	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
59	板　　碑	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
60	板　　碑	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
61	河竹黙阿弥　墓石	登録有形文化財	上高田1－2－7	源　通　寺
62	朱楽菅公　　墓石	登録有形文化財	上高田1－2－3	青　原　寺
63	笠森お仙　　墓石	登録有形文化財	上高田1－1－10	正　見　寺
64	水野重郎左衛門　墓石	登録有形文化財	上高田4－14－1	萬昌院功運寺
65	歌川豊国　　墓石	登録有形文化財	上高田4－14－1	萬昌院功運寺
66	板倉重昌　　墓石	登録有形文化財	上高田4－13－1	宝　泉　寺
67	新見正興　　墓石	登録有形文化財	上高田4－10－1	願　正　寺
68	本堂再建供養塔	登録有形文化財	新　井5－3－5	梅　照　院
69	成趣園の碑	登録有形文化財	中　央1－17－3	高　歩　院
70	中野公園の記	登録有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
71	本郷道改修記念碑	登録有形文化財	本　町4－10－3	本郷氷川神社
72	鍋屋勘右衛門寄進鳥居	登録有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
73	覚順の敷石記念碑	登録有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
74	弘法大師像	指定有形文化財	沼　袋2－33－4	密　蔵　院
75	川庵宗鼎像	指定有形文化財	本　町2－26－6	成　願　寺
76	親鸞聖人像	指定有形文化財	上高田1－2－7	源　通　寺
77	聖徳太子像	指定有形文化財	上高田1－2－7	源　通　寺
78	浄土七祖像	指定有形文化財	上高田1－2－7	源　通　寺
79	阿弥陀如来立像	指定有形文化財	沼　袋2－19－28	貞　源　寺
80	釈迦如来坐像	指定有形文化財	本　町2－26－6	成　願　寺
81	千手観音菩薩立像	指定有形文化財	上高田5－18－3	光　徳　院
82	十一面観音菩薩立像	指定有形文化財	白　鷺1－31－5	福　蔵　院
83	難陀龍王立像	指定有形文化財	白　鷺1－31－5	福　蔵　院
84	雨宝童子立像	指定有形文化財	白　鷺1－31－5	福　蔵　院

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
85	鳥　　居	指定有形文化財	白　鷺1－31－10	鷺宮八幡神社
86	狛　犬（一対）	指定有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
87	燈　籠（一対）	指定有形文化財	沼　袋1－31－4	沼袋氷川神社
88	手　洗　鉢	指定有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
89	手　洗　鉢	指定有形文化財	大和町2－30－3	大和町八幡神社
90	如意輪観音講塔	指定有形文化財	中　野5－8－1	打越北野神社
91	石橋供養塔	指定有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
92	力　石（５個）	指定有形文化財	東中野1－11－1	東中野氷川神社
93	力　石（７個）	指定有形文化財	沼　袋1－31－4	沼袋氷川神社
94	力　石（13個）	指定有形文化財	白　鷺1－31－10	鷺宮八幡神社
95	力　石（12個）	指定有形文化財	新　井4－14－3	新井北野神社
96	力　石（３個）	指定有形文化財	江古田3－13－6	江古田氷川神社
97	神　楽　殿	指定有形文化財	江古田3－13－6	江古田氷川神社
98	五　輪　塔	指定有形文化財	中　央2－33－3	宝　仙　寺
99	縄文土器（勝坂式）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
100	縄文土器（加曾利E式）①	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
101	縄文土器（加曾利E式）②	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
102	縄文土器（加曾利E式）③	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
103	縄文土器（加曾利E式）④	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
104	縄文土器（興津式）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
105	弥生土器（高　坏）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
106	北江古田遺跡31号土坑出土遺物（曾利式）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
107	北江古田遺跡31号土坑出土遺物（加曾利E式）①	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
108	北江古田遺跡31号土坑出土遺物（加曾利E式）②	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
109	北江古田遺跡漆塗り耳飾	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
110	北江古田遺跡木胎漆器	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
111	山﨑家資料（絵画13点）	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
112	堀江家資料（絵画７点）	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
113	萬垢離木太刀	指定有形民俗文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
114	大河原家文書（107点）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
115	山﨑家旧蔵祐天寺関係資料（3点）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
116	小谷津家文書（12点）	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
117	江古田獅子舞巡行絵巻	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
118	裁縫ひな形ほか関連資料(33点)	指定有形民俗文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
119	山﨑家おひなさま一式	指定有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
120	刊本　そよふく風（9点）	登録有形文化財	江古田4－3－4	歴史民俗資料館
121	旧豊多摩監獄表門	指定有形文化財	新井3－37	中野区

【参考】

東京都指定文化財一覧

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
1	新井白石墓	東京都指定旧跡	上高田1－2－9	高　徳　寺
2	鈴木九郎長者墓	東京都指定旧跡	本　町2－26－6	成　願　寺
3	江古田の獅子舞	東京都指定無形民俗文化財	江古田1－20-15	江古田獅子舞保存会

国登録文化財

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
1	旧野方配水塔	国登録有形文化財	江古田1－3	中　野　区
2	中村家住宅洋館	国登録有形文化財	中野1－58	個　　人
3	功運寺庫裏・鐘楼・山門	国登録有形文化財	上高田4－14	萬昌院功運寺
4	三岸家住宅アトリエ	国登録有形文化財	上鷺宮2－2	個　　人

国指定文化財

番 号	名　称	区分	所在地	管理者
1	哲学堂公園	国指定名勝	松が丘1－34	中　野　区

６　－　３	シティプロモーション

（事業の概要）

1 事業の目的

中野区のシティプロモーションは、区内事業者・団体、区民のつながりや絆づくりに焦点を当て、情報発信や取組の支援を行うことを基本に、「事業を営み暮らしやすいまち」であることを積極的にアピールすることで、事業者や区民の区への愛着や誇りを醸成する。

2 事業の内容

(1) シティプロモーション

① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ

「中野を元気にする」を共通目標に、区内事業者と中野区の協働により、中野を元気にする企画を立案・実施し、その成果（物）を内外に発信している。

② 中野大好きナカノさんプロジェクト

球体関節人形の「ナカノさん」を通して、大らかで互いを大切にする中野の日常を、SNSや区民参加イベントなどを通じて内外に発信している。

③ シティプロモーション事業助成

区民や団体、事業者などが主体的に実施する、区民の文化・芸術・子育て・教育の促進に寄与する中野のイメージアップにつながる事業を支援している。

④ 中野ミューラルプロジェクト

遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開するため、区民や区内事業者との協働により、身近に親しむことができる、プロのアーティストによる壁画を制作している。

(2) 観光

① 区民による観光情報発信

公募区民による「ナカノ観光レポーター」が、各人の視点で中野の見どころを取材し、区公式ホームページやSNSでそれらの魅力を発信している。

② メディアによる観光情報発信

ナカノ観光レポーターによる観光情報のプラットフォームとして、区ホームページの観光サブページ「まるっと中野」を運用している。また、多言語版観光情報冊子「びじっと中野」を発行するとともに、多言語観光ポータルサイト「Guidoor」の中野区ページを運用している。

(3) ふるさと納税

中野区への寄附の増額を図るとともに、区内事業者や製品・サービスを中野区外にアピールするため、返礼品の新規開発に積極的に努めながら、複数のふるさと納税ポータルサイトを運用し、SNSで情報発信している。

(4) 庁舎1Fでのシティプロモーション

庁舎移転を契機に、区民向けスペースとなった1F(ナカノのナカニワ、ナカノバ、シェアノマ、ソトニワ)で区民に身近な文化・芸術イベントや展示を実施するとともに、区民主体の活動が活性化するよう、施設の貸し出しを行っている。

3 事業の実績

(1) シティプロモーション

① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ

令和5年8月～令和6年3月に実施。開催数：5回、参加者：計29名（各社・事業所から1～3名推薦）

ア テーマ

子育て支援冊子の発行

イ 参加企業（アイウエオ順）

関東バス株式会社、株式会社構造計画研究所、西武信用金庫、ちょっと株式会社、株式会社東京アスレティッククラブ、学校法人新渡戸文化学園、野村不動産株式会社（新規）、東日本旅客鉄道株式会社東京支社中野駅・中野電車区・中野車掌区、株式会社丸井グループ（新規）、三井住友信託銀行株式会社中野支店、株式会社矢野経済研究所、株式会社友和（YuwaGroup）

ウ 成果物
子育て支援冊子「NAPMAP」発行(15,000部)。区内子育て関連施設及び参加企業窓口等で配布。

② 中野大好きナカノさんプロジェクト
ア SNS実績
フォロワー計12,538人　インプレッション計1,200,920件（令和6年3月31日現在）

（単位：件）

Instagram	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点	令和5年度末時点
フォロワー数	3,688	3,970	4,414	4,946
投稿数	81	106	124	122
インプレッション	188,444	205,633	242,199	273,121
新フォロワー(各年度獲得)	126	282	444	532
Twitter	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点	令和5年度末時点
フォロワー数	4,281	5,464	6,095	6,478
投稿数	121	138	179	164
インプレッション	1,424,934	1,985,710	1,357,503	874,868
新フォロワー(各年度獲得)	700	1,204	630	383
Facebook	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点	令和5年度末時点
フォロワー数	772	897	1,026	1,114
投稿数	84	106	119	122
インプレッション	52,821	36,639	40,206	52,931
新フォロワー(各年度獲得)	224	125	129	88

イ 区民参加型事業（ナカナカ会）
「短歌deナカナカ会」（令和5年12月2日）参加者16名
区内在住の歌人　佐佐木頼綱氏を講師に迎え、ミューラルをはじめとした中野のまち巡りを実施。

ウ 商標登録（3件。令和2年10月23日付）
ナカノさんの立体商標、ちびナカノさんの立体商標、「中野大好きナカノさん」タイトルとビジュアル商標

エ イメージ利用（含む商品）　累計186件　（うち商品は32品目40点以上）
令和元年度：24件、令和2年度：36件、令和3年度：34件、令和4年度：49件、令和5年度：43件

オ ナカノさん人形貸出実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
ナカノさん（大）	12	28	25	23	88
ちびナカノさん	8	16	14	3	41
計	20	44	39	26	129

※貸出しガイドラインを令和3年8月25日に運用開始
※令和2年度～令和3年8月24日までの貸出は、事業者、地域団体、官公庁など

③ シティプロモーション事業助成
ア 助成事業（応募12事業中4事業）
託児銭湯、子ども漫才Only-1コンテスト、みんなで楽しくクラシック♪2023
地域・多世代交流コンサート「歌の力・音楽の力」

イ ガバメントクラウドファンディング（GCF）
ふるさと納税を活用し、1,046,500円の寄付（目標額3,000,000円の約34.9%）があった。

④ 中野サンプラザ3Dマッピング
2023年7月に閉館した中野サンプラザの建物外部と内部(ホール、エントランス、チャペル、レストラン等)の一部を計測・撮影し、3Dモデルを作成した。
2024年7月より、東京都のオープンデータカタログサイトで、一般公開している。

⑤ 中野サンプラザプロジェクションマッピング
中野サンプラザの閉館を記念して実施。コンテンツの一部を区民参加のワークショップで作成。
実施日　2024年3月22日～24日
来場者　約69,000人(3日間)

(2) ふるさと納税受け入れ実績　（単位：千円）

寄付の使途		金額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	「東北復興大祭典なかの」の開催	610	1,331	24,258
2	学校図書の充実等	590	340	2,915
3	動物愛護	1,170	859	3,817
4	「特別区全国連携プロジェクト」に関すること	100	100	735
5	哲学堂及び哲学堂公園の観光拠点としての事業に関すること	140	152	1,494
6	教育に関すること	1,340	1,357	5,517
7	社会福祉や住宅に関すること	310	396	1,609
8	まちづくりや道路・公園に関すること	800	660	6,502
9	区民公益活動に関すること	60	100	123
10	環境保全に関すること	200	501	1,591
11	平和事業に関すること	10	0	553
12	子どもの貧困対策に関すること	－	1,505	10,539
13	その他区政全般に関すること	2,175	1,467	4,047
14	新型コロナウイルス感染症対策事業	842	1,230	126
15	【GCF】シティプロモ事業助成	1,135	239	1,137
16	【GCF】復興応援展なかの	25	－	－
17	中野サンプラザプロジェクションマッピング企画	－	－	41,689
	計	9,507	10,237	106,652

事業開始年月日	平成30年度					
事業担当	文化振興・多文化共生推進課　シティプロモーション係					
予算	**款**	4	区民費	**項**	4	文化振興・多文化共生推進費
	目	1	文化振興・多文化共生推進費	**事務事業**	4	シティプロモーション
関係法規	中野区シティプロモーション事業助成金交付要綱 中野区シティプロモーションキャラクター写真等使用取扱要綱 中野区役所庁舎貸出しスペース等の管理及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱					
特記事項						

編集・発行　中野区　区民部
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号
０３（３２２８）５５６８（ダイヤルイン）
令和６（２０２４）年９月５日
６中区区第５４７号